

熊本大学法学会発行

熊本法学 第二十八号（一九七九年十二月）抜刷

バルドウスにおける法理論の一斑

若曾根健治

## 資料

### バルドウスにおける法理論の一斑

若曾根 健治

バルドウスにおける法理論の一斑（若曾根）

わが国の西洋史学界において比較的その名を知られたW・ウルマン (Ullmann) 教授には、その若き日の著作のひとつに「バルドウスにおける法概念」<sup>(1)</sup>と題する小品がある。ここにバルドウスとは、多言するまでもなく、十四世紀イタリアの教皇領都市ベネチアが生んだ法学者バルドウス・デ・ウバルディス (一一一七—一四〇〇) その人である。彼と彼の師ベルトールス・デ・サクソフエルラート (一一三一—五四) とは、われわれがヨーロッパ法学史上注解学派あるいは助言学派と呼ぶ法学者群像のなかで双璧をなし、法学史文献においてたえず「ベルトールスおよびバルドウス」と称呼されてきた存在なのである。本稿は、ウルマン教授の前記小品の紹介をおこないつつ、それに若干の説明をほどこし、あるいはそれの敷衍を試みんとするものである。その趣旨は、わが国の法思想史研究においては、ヨーロッパ中世ローマ法学者の法思想に言及するむるが比較的少なく思われてならず、このため本稿によつてもややかなりともこれを補うことになれば幸いと思うからに他なら

ない。かつて世良教授は「民衆的法」と「中世ローマ法」との区別を論じられつゝ、「中世ローマ法史を中世法史の全構造の中に、どのように位置づけるか」という問題は、「将来に残された重要な研究課題」<sup>(2)</sup>だと述べられたのであるが、本稿は残念ながら直接この課題に答えるものではない。ただ、わが国において比較的解明のすんだ「民衆的法」概念にたいして、「専門法律家」の法概念(法理論)が果していかなるものであったかを、バルドウスを一例としてウルマン教授の論稿からかいま見んとするものにすぎないのである。

ところで、ウルマン教授によつてあつかわれたバルドウスの見解のすべてでは、ローマ法が素材であった。そこで以下でこれを紹介しておきたい。教授はテクストに、バルドウス『学説彙第一部注解 (Commentarius ad Digestum vetus)』(一六一六年ヴェネツィア刊本) を用い、やむに取められた D. 1. 1 「正義および法について」にたいする諸注解を利用するのであるが、これは次のものからなつてゐる。(一) 講義録 (lecturae) (「大学で行なわれた〔ローマ〕法源についての〔法学授業の〕原文」<sup>(3)</sup>)。これはとくに、(イ) D. 1. 1. 1. pr. (「法律学に従事せんと欲する者は先づ法なる名稱の由來を知らねばならぬ。」) からず。この名稱は正義より出で云々) についてのも

の (titulus De Iustitia et iure, lex Iuri operam daturum) 、(ロ) D. 1. 1. 1. § 2 (「法学の講究には (法思想の) 二方面ある」) についてのもの (titulus De institutio et iure, lex Huius studii) が主なるものであ

本篇  
10.<sup>(二)</sup> 在論 (additio)。レジス (ア) D. 1. 1. 1. pr.  
レギス (ア) 在論 (additio ad legem 'Iustitia')。ダウ (ロ)  
D. 1. 1. 1. §2 (ア) 在論 (ア) D. 1. 1. 1. §3 (ア) 在論 (ア) [西漢法]。

(1) 例えは、恒藤武一「法思想史」(1911) 第一頁。  
 (II) 世良晃志郎「西洋中世法の性格(一)」(『法』六の二)三七頁。

D. 1. 1. 1. 1. §2 (昭和三〇年三月三日) に述べられた、「当然法」、「万民法」、「ある専門的な個別問題に関する」付論

(四) 学説纂集第一巻第一章の性格、およびインテルボラーチオの問題については、田中周友「ローマ法における法原則」〔甲南法学〕九の四）九二頁を参照。

、 *Ius gentium* が生なるものである。(自) 法源テクス  
トの「脚注の部分」など、「最初の数語の繰り返えしの部分」一

(五) 佐々木有司「中世日本法學」(『法學史』所載)

(rubrica)。されば、D. 1, 1, 1につけられたものが

(六) 田中周友「ローマ法學」(『法哲學講座』第二卷所収) 一〇八頁參照(なお本文邦訳は春木一郎訳による)。

解はすべて、三世紀初葉の法学者ドミティウス・ウルピアヌ

(九) 淵倫彦「グラーティアース教令集における法源論の

(num) より抜萃された法源テクストにたいしてなされたもの

ローマ法注解もほぼウルマン教授の論稿より知られるものにか

きられると言ふことである。この意味において本稿は、パルドウスの法理論のいく一部分しか述べえないものである。以下では、まず、パルドウスの法理論に見られた基本的觀念につきふれ（二）、ついで、パルドウスにおける、法の源泉（三）、法の分類（四）の問題につき考證を進むことにと思ふ。

(1) W. Ullmann, *Baldus's conception of law*, The Law Quarterly Review, 58 (1942), p. 386-399.

本題は、ハルト・ラス法理論における基本的観念が何であつたかを課題とするのであるが、これを述べる前にバルドゥスの人および業績につき若干の知識をえておくのが、後論を進めるうえで便宜であると思われる。そこで以下では、同じくウルマン教授の近著『中世における法と政治』第三章「ローマ法學」に見えるバルドゥスの人と業績につき紹介を試みておきたい。

すなわち、ウルマン教授は同著同章において、中世ローマ法學者の群像をとりあげ、そしてその一人バルトルスに言及し終

つた後で次のとく述べてゆくことになるのである。(一)

### バルドゥスにおける法理論の一斑（若曾根）

「以上バルトールスを選びその業績にふれてきたが、このことは、しかし、「十四世紀」イタリアおよびフランスにおいて、そしてまた十五世紀にはドイツおよびボーランドにおいて多くの大学に集まつたおびただしい人数の他の法学者が何ら考慮に値しない、と言うような印象を読者に与えんとするものではない。しかしながら、このような諸法学者にかんしては、そして、十五世紀後期以降になつてはじめて刊本として利用可能となつた彼らの諸著作にかんしても、何ら基礎的研究もほとんどこれまでおこなわれてこなかつたのである。この点での特に顯著な一例をあげるとすれば、それは……バルドゥス・デ・ウバルディスの場合である。当時のどのような基準に照らしても、彼の著作量は全く驚くべきものであった。しかも彼の学識の水準は決して、彼の師に勝るとも劣らなかつたのである。しかるに現在に至つても未だ、彼の著作をその全体において紹介することのできる解説者がひとりとして出現していないのである。バルドゥスは中世の法律学上、もっとも多才で有能な、そして博学多作な、しかも獨創的な思想家の一人であった。彼は、ローマ法学者であつたのみならず、称賛に値する名聲をえた教会法学者でもあり、また封建法の注解者すなわち封建法学者でもあつたのである。彼は法源テクストの注釈のあらゆる場合において、ローマ法をカノン法と結びつけ、そしてまた都市の条例法も度外視することがなかつた。法にかんするこのような全景風などりあつかい方 (panoramic view) が、彼

の著作を法源テクスト「そのもの」として魅力あるものたらしめているのである。彼の多才さは全く際立つてゐた。彼は法の三つの体系すべてにわたつて講義をおこなつた。事実、「一一三四年グレゴリウス九世公布の法典であった」『附録書』(Liber Extra) の初めの三編にかんする講義録は、十四世紀のカノン法注解のうちで最高の部類に属するのである。トマス・アクィナスやその他の学者に勝るとも劣らず、バルドゥスはアリストテレスの著作をよく読み、そしてその梗概をつくつた。こうして、彼は、アリストテレス哲学の諸概念を彼自身の法理論のなかへととり込んでいたのである（彼の師バルトールスは依然、アリストテレス哲学にたいしては輕蔑の念を抱いていたのであるが）。バルドゥスの著作を熟読すれば、彼の扱りどころとしたもの〔アリストテレス哲学等〕が、「彼の著作に」いかに広範囲に及んでいたかが充分に明瞭となる。

事実、バルドゥスの厖大な量の著作を学ぶ者に眞の喜びを与えるもののひとつは、バルドゥスにあっては、充分の見識をもつた法律家的精神が哲学的傾向とひとつに結びついていたことなのである。彼の著作は、実定法は上級権力者のどのような行為をも正当化してしまつわけのものではない、と言ふことを示す数少ない例のひとつなのである。彼に続くすぐ後の世代が、彼を彼の師と同等の力量の人物とみたのは正しいことだし当然のとりあつかいであつたにすぎないのだ。彼の著作は、十七世纪になつても刊行され続けた。およそ二〇六〇もの数を誇る助言 (Consilium) が彼の法律家としての国際的な名声を証明して

料  
くれる〔バルトールスは三六一の数の助言〕<sup>(14)</sup>。……バルドゥスはほとんど五〇年以上にもわたつて、ペルージア、ボローニア、ビサ、パドウア、フィレンツエ、ペヴィアで教鞭をとり、また、トーディの裁判官、トーディの司教の総代理、ペルージアの法律顧問および使節等として重要な公職に就いた。彼の弟子の一人は後に教皇グレゴリウス十一世となつた。ウルバヌス六世〔一三七八年四月就位〕のローマ教皇庁が最初一三七八年七月にバルドゥスにたいし教会分裂(schism)<sup>(15)</sup>の問題にかんして助言を求めた。この問題にかんするバルドゥスの第二回の助言は、同年の〔七月の〕少し後に、彼の同僚ヨハネス・デ・リニアード〔当時ボローニア大学の両法博士。一三八三年歿〕と共同してなされた。この助言においてバルドゥスもヨハネスも、ウルバヌス六世の正統性を承認したのであった……」<sup>(16)</sup>

以上ウルマン教授のバルドゥス像から知られる点は第一に、バルドゥスがローマ法、カノン法、封建法および条例法という十四世紀イタリアにおける法生活のはばあらゆる領域にとりくんだこと、第二に、彼が活潑な助言活動をおこなつたこと、第三に、彼がアリストテレス哲学を導入しこれによって法理論を構成しようとしたこと、である。これら三点のうちで本節の課題たる、バルドゥス法理論における基本的觀念の問題について重要なのは第三点、法理論へのアリストテレス哲学の導入と言つことである。アリストテレスの著作はすでに十二世紀前半にその論理学書の一部分が西ヨーロッパに知られており、やがて十二世紀中葉から十三世紀中葉に至る一世紀間には「形而上

学」・「ニコマコス倫理学」・「政治学」などの「主要著作はほとんどラテン界に移され<sup>(17)</sup>ていたとされる。以下では主に、こうしたアリストテレス哲学の法理論への導入をバルドゥスについて見て見ることにしたい。

さて、ウルマン教授は前記小品において次のじとき注目すべき免責をおこなつてゐる。それはこうである。ユスティニアス帝の *Corpus iuris* における個々の法命題にたいして企てられた注釈そのものは、法にかんする「体系的および方法的な探究を導くことはない。したがつて、注解学者たちが法に関する諸問題にたいしてある体系的な追究を試みようとしたこと、および、法の基礎にある諸原理を明確な方法に立脚しつつとりあつかおうと試みたことは、彼らが何らかの哲学的な思考の訓練を経ていた結果であったのである」と。これは、*Corpus iuris* 自体の性格から見て至当な指摘である。けだし、*Corpus iuris* は「近代的な意味の法典ではないのであり、極めて偉かな部分においてしか定式化された法条を示さず、概して言えば、不完全に配列され、屢々裁決において矛盾に満ち、且つ又難解であるところのカズイスティックを示すものだからである。また、本稿が主としてとりあつかう学説纂纂第一卷第一章「正義および法について」においても、法（自然法・市民法・万民法）の分類の仕方（二分法・三分法）をめぐって、あるいは、分類された法相互の相違（とくに自然法と市民法におけるそれ）をめぐつて、ウルピアース、ガイウス、ペウルス間で差異があつて、同巻同章における「種々の見解から一

の理路整然とした理論を構成することは、實に至難」しかねるのもその一例と言えよう。このように見れば、Corpus iuris の各法源テクストの注釈そのものからは「法にかんする一般理論」は形成されがたく、この「一般理論」形成には何らかの「哲學的思考」の訓練を要したとされるのである。

では、この「哲學的思考」とは何か。ウルマン教授はそれを「キリスト教的道德哲学」（すなはち「宇宙にかんするキリスト教的解釈」）と見た。この「道德哲学」が当時の中世ローマ法学者にも影響し、法理論構成の根据を与えたと言つわけである。わがバルドゥスもこの觀点に立てて法理論を組み立てようとした。すなわち彼は次のことと述べるのである。「道德哲学 (philosophia moralis)」は法の母であり入口である。また、「われわれの法〔= Corpus iuris における法〕」はそれ自体において全道德哲学と結びついている。バルドゥス自身、この▲philosophia moralis▼に果していかなる内容を盛るうとしたのかは残念ながら今は考らかにしえない。ウルマン教授はこれをもって單純に既述「キリスト教的道德哲学」あるいは「不動の道德律 (moral code)」（これは、「人間は神の被造物であり、神によつてあらかじめ定められたある目的のために生まれた」との觀念を根底におく）と見ており、したがつてバルドゥスの上述の見解は教授によれば、「そのうえに立脚して法概念がうちたてられてゐる諸々の原則・原理・基準、なんぞく善と衡平の原則は、道德哲学によつて明示された諸々の原則と同一のものである」ことを示すものだ、と言うのである。

（九）「キリスト教は哲学によって補足され充実さるべきもの」とされその所産たる「キリスト教的道德哲学」は、すでに前代のトマス・アクィナスによつて「中世キリスト教の世界觀」としてバルドゥス時代に体系化されており、そしてこの体系化のために用いられたのがアリストテレスの哲学であった（「ベコラ哲学の政治理論における理想は…教会の下に立つ所のアリストテレス国家であった」）。このように彼の哲学は「後世いずれの時代においても既成の思想を体系化するときに、つねに重要な役割をつとめた」のである。「キリスト教的道德哲学」は、アリストテレス哲学の根幹をなした目的論的世界觀（「物事をその始まりからでなしにその終りから見、終りを先に見る見方」）に貫かれていた。わがバルドゥスは、この目的論を「法にかんする一般理論」形成のために導入せんとしたのである。彼は言う。「アリストテレスの次の言葉に注意すべきである。われわれが「善について」探求するのは、われわ

これが善とは何であるかを尋ね(sciamus quid est bonum)ためではなく、われわれが「必ずしも」が善と見て(boni efficiamur) たまねばならぬ。……〔ルーハント〕善いが、目的の〔心のめぐめ探求〕のため(ut finis)やばないへど、目的を導くもの〔の探求〕のため(ut ducens ad finem)、謂われるものなのやあ。せだん、「この意味の」学なくしては、「人間の」属性の出しで活動は「表面に」現われてこないからであつたが、一方、上掲(上掲)があたひるから次のことが結論でける。この学〔=法律学〕の實體 (materia) たるもののは、人間の善と悪 (bonum et malum) である、すなわち人間の意願 (voluntas) たまねばならぬ。――「ねむる」われわれの行為などといふのすべてを敵うひとき目的」を人間の「最高目的」と呼ぶとおれば、この最高目的とは、「述によれば」「われわれ〔みずから〕が善となること」すなわち「人間の善」であつた。この「人間の善」(トコトテレスによれば)、これはは「個人にじつての善」も「ヨーロッパ(國)にじつての善」も含まれた)の追求・実現過程そのものが「善」(scientia) の対象であつ、従つてペニドゥスによれば法律学にねじりも「善」を「善くゆの」である「人間の意願」が考察の対象となつた。このようアリバトテレス哲学においては、トマスによつてやはれ「あるの認識された」(「目的・終極 finis たゞ、目的の「導くゆの quod est ad finem させば」)「せばな」。

り、これが区別されていたところに、アリストテレスにおける「発展」(すなわち「内に包まれたものが外に展開して出る」と)。これは、「いっそう高級な『種』へ進む」進化や、「その種自身のより高級な『種』へ進む」進歩とは異なつた)の思考がうかがえるのである。

この「発展」的思考にっこりもバルビウスはアリストテレスに教えた。すなわち彼は「人間は、政治学第一巻に知られるところへ、社会的動物 (animal sociale) である」とこいつのことを述べる。「法の目的因 (causa finalis iuris) は三重のものである。すなわち人間にからして (in homine)、次に家人にとって (ad hominem) やして国家にからして (ad Reipublicam)」[アリストテレスのものである]。人間にからしては法の目的因は人間が善くあるようにと言うことであり、そしてこれは倫理学 (ethica) にかかる。家人にとっては法の目的因は誰が家族を正しく指揮するかと云うことであり、そしてこれは家政術 (aeconomica) にかかる。国家においては法の目的因は国家が有益に統治されるようにと云ふのであり、やれば家政学 (politicus) にかかる。周知のこととして、アリストテレスは、「我々が或る物事を知つてゐるかといふのは、『我々がその物事の第一の原因を認識してゐると信じること』である」として、四種の原因 ('形相因')・'質料因'・'始動因'・'目的因' を指摘したが、この「因原因の誤」はすでに注釈学派の時代に他のスコラ学（「学校」の学）的諸論議と並んで、法源テクストの注釈に使用されていたときれい

(1) バルドゥスは、注釈学派以来のこの伝統を「目的因」（物事が【それのためにあるそれ】すなわち「善」）において踏襲したものといえる。ただし彼の場合三つの「法の目的因」相互のかかわり如何は上述の引用文のみからは知られない。したがってバルドゥスは厳密にアリストテレスにもとづき、かの三つの「法の目的因」相互間における發展の問題を充分に認識していたかはここでは明言できない。周知のとくアリストテレスは「政治学」において「家」・「村」にたいして「國」が「それらの共同体〔家・村〕の終極目的であり」と「國」において「自足」が完成しこれが「終極目的であり、最善のもの」と述べた。すなわち「人間は國家生活に入り込むことによって、人間たり得」、「人間の内的な道徳的使命の達成は共同の政治的国家生活においてこそ完全に実現され得る」と書つわけである。「人間は國的動物である」のアリストテレスの命題は目的觀的に言えば「國」は「最大の善事」であること、また発生論的に言えば「國」が「各個人に先行する存在」であることを意味した。つまり「かような「家・村・國」と言う」共同体へ向う衝動は自然に凡ての人のうちに備わっているものの、しかし国を組織した最初の人はやはり最大の善事の原因者である。何故なら人間は完成された時には、物のうちで最も善いものであるが、しかしながら法や裁判から孤立させられた時には、同じくまた凡てのもののうちで最も悪いものであるから」なのである。

バルドゥスも果して、「國家」が「究極目的」であり、これ

にたいして「人間」および「家人」はこの「[究極]目的を導くもの」と考えたかは今は尋ねかにしない。先述のとくバルドゥスは、「人間は、政治学第一巻に知られるごく、社会的動物である」ことを認めたが、この「社会的」(sociale)なる言葉でもって果して、アリストテレスの「人間は國的動物である」における「國的」を意味させたのかは不問にせざるをえない。ただ「ギリシア人は社会を云ひ現はすに通例ボリスといふ言葉を使つた」とされるとき、バルドゥスのアリストテレス理解は正しいのかもしれない。しかし、「アリストテレスにあつては社会的なものは観念され」ず、「すべては、ボリスの政治生活のなかに吸收されていた」のにたいし、トマスについては「社会的なものはすでに政治的なものから分離しており、この意味で「人間は本来、政治的、[そして]社会的な動物である (Homo naturaliter est animal politicum et sociale)」と考えられていたとすれば、わがバルドゥスにおける「社会的」もアリストテレスの「國的」とは対立した観念であり、アリストテレスと同時にトマスの理論の影響を示すものとは言えないであろうか。彼の場合はアリストテレスにおける「家」に代わって、まず「人間」が問題とされており、この「人間にかんしては法の目的因は人間が善くあるよう」と書うことであった。ここに書う「人間」とは「國的動物」たる人間と見られるよりはむしろ「それ自身に根柢をもつ」個人または「社会的存在」としての個人ととらえられるであろう。アリストテレスの「共同体」にたいしてバルドゥスは一層「個人」

に重きをおいたと言える。彼は第一義的には「個人の視点から人の善を考察し」たものと見れよう。また、アリストテレスにあっては「政治学」の一部分とされた「倫理学」（「政治学は最高の倫理学である」）であり、「國の善に到達しこれを保全することのほうが」個人の善の達成より意義が大きいのである（<sup>三九</sup>）。バルドゥスにおいては「國家」にかかる「政治学」と相並んで、「個人の善」にかかる独立の「學」たる地位を占めたものと見える。バルドゥスが法律学の素材は「人間の善と惡」と書うとき、ここには「ボリス」的動物の意思よりはむしろ「個人意思」または「社會に於ける人の意思」が考えられているのである。和辻哲郎氏は、「人間の學としての倫理学」を構築されるにあたり、「人間とは【世の中】自身であると共にまた世の中に於ける『人』である」とされつゝ、この意味の「人間」をアリストテレス「倫理学」における「人間」に求められた。すなわち、「アリストテレスの Ethica と呼ばれる著書は」「人間の最高目的の學であって、個人にとっての善の學なのではない」。<sup>〔三八〕</sup>しかし、和辻氏の言われる「人間」觀は厳密に言うならばアリストテレスの「人間」觀ではない。けだし、アリストテレスにおける「人間」は、氏も「ボリス的」と強調されるごとく第一義的には「國的」・「政治的」な性格のものであり、氏の指摘される「世の中」的な性質のものではないからである。むしろ氏の言われる「人間」觀はバルドゥスの学〔=法律学〕は、一体哲学のいかなる部分と対当なものと見なされる (subculturnatur) かが考察されるべきである。

因」（「ある事物が何からできていいか」と、そのものの「質料」が問われるるのであるが、その答えとして与えられる素材〔三九〕のこととなるうし、そして法の「目的因」は「世の中」の「人間が善くある」こととなるのである。以上のことをバルドゥスは、「人間の意思」は「善き目的」・「最上の目的」ために制限されるものだとして、次のじく述べるのである。「人間の」意思とは「本来」自由なものなのである。しかしそが「自由であるがゆえにかえって」曲った方へと逸れていくのであるがこのようないよいように、法がそれを正しく導いていくものなのである。そしてこのようにして、恣意的判断 (liberum arbitrium) は、神がすべてのものを善き目的へと招き入れるときには、そして、神が恣意的判断を最高の目的へと向け直すときには、衡平と善をめざして、制限を被るものなのである。ここには、前述のごとく、「世俗的な叡知〔三九〕すなわち、ここでは「衡平と善」と書うローマ法的觀念」と精神的なそれとは調和されなくてはならない」とする中世キリスト教精神が脈うつっていることがわかるであろう。

ウルマン教授は、「法律学の質料は人間の善と悪すなわち人間の意思である」なるバルドゥスの言葉をとらえて、當時「法律学は倫理学の一部分であった」と見て、バルトールスの師キヌス・デ・ビストリオの著「学説彙纂第一部講義序論」（一五七八年フランクフルト刊）の次の言葉を引用する。「われわれの学〔=法律学〕は、一体哲学のいかなる部分と対当なものと見なされる (subculturnatur) かが考察されるべきである。

〔「ねどりこでせ以前より」数多くのい人が知くべしやうだ  
や。しかるに〔法学〕學士たれば共通だ。〔ねどりわの  
學は哲學のなかでは〕倫理學と交渉なものである。〔ねどり〕  
も。このヤーメの言葉が果して教授の間へんじて、那時法律  
學が倫理學の一部分 (part) であつたとの證左となつてゐ  
る。名前かば不問ひするにせよ、〔ねどり〕の言葉は、シテ  
ニカスの「法の教師は同祭の神靈なる」の聲明に連なる  
觀念である。むは明ひかれてゐる。ナドお「律學大全」第  
一編第一回第四項で「聖なる教 (sacra doctrina) は実践的  
学であるか、〔われらの聖母の學である〕」と認証し、その  
「異論」の部分で、「聖なる教は正法 (lex nova = 新約聖書) と  
舊約聖書 (lex veteris = 舊約聖書) とに分かたれ。」かるに法は倫理學に属する、これが實踐的  
学である。ゆえに聖なる教は實踐的學である」と述べると、  
倫理學が「人間の行為に關わる」むことの「實踐的學」たる以  
上「法は倫理學に属する」と轉じて認識せられ、而して倫理  
學の聖ヨハネの教義以降中世を過して存続したのである  
が、ベルニカスの「道德哲学 (philosophia moralis) 」  
は必ずしも「金額のない法理學」たるものではあるまい。

(10) W. Ullmann, Law and Politics in the Middle Ages, 1975, p. 110—112.

(11) ベルニカスによれば、〔法理學〕は「西歐の歴史  
の大部分が發展するに於ける」F. C. v. Savigny, Geschichte des  
römischen Rechts im Mittelalter, Bd. VI, 4. Ausg., 1961.

S. 212ff.; J. Dove Wilson, Baldus de Ubaldis, Yale Law Journal 12 (1902—3), p. 8—20; S. Maccoby, Baldus in : Encyclopaedia of the social sciences, vol. 2, p. 407; H. Peter, Baldus de Ubaldis, in : Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte, 2. Sp. 285—6. もう少し詳  
細では、鶴田鶴一「ロード法」第一卷、注111脚、ナウマリ  
(昭和米) 「詔」『法學方法論』巻末人名索引、11—11頁 (これ  
に記載、ベルニカスは「皆は眞理を愛するものもむづく新奇を  
好んだ者類」として紹介されてる)。井田鶴「歐系大法書  
の祖脈、第一」復古學派の開祖トマス・アカルニアード  
(III)」(『法學新報』四五のIII) 八七頁、参照。なおベルニ  
カスのソラヌムの影響をうけたものとして注112に記載して  
ある。Mitteis, Die germanischen Grundlagen des französis-  
chen Rechts, ZRG, Germ. Abt. 63, S. 166, Ann. 95 が轉  
照。また、大久保泰雅「第三章註釈のセミナー」(1970) 6  
〔1〕」(『法政論集』100) 六一頁所掲の表を参照。

(11) 鶴田・鶴田鶴の権利義務にかんする彼の見解の主  
張 W. Ullmann, The individual and society in the  
middle ages, 1966, p. 83, n. 43 (鶴田鶴「西歐の歴史  
の個人社会」) 四大賞注 (一) など R. W. Carlyle and  
A. J. Carlyle, A history of mediæval political theory  
in the west, vol. VI (fourth impression), 1970, p. 85—6  
が参考。

mmune) の研究 (一)」(『法學部雑誌』八四〇) 三八  
頁。なお H. Peter, op. cit. はペルシウス Consilia を「

八〇〇の数へ取る。

(一四) ひの皆長では具体的には、フランス人権機関派がウルバヌ選舉の「無効と教皇空位を宣言し」た問題のこと(半田元夫・今野匡雄「キリスト教史一」四八九頁)。

(一五) マルヌスと教皇庁との接觸にかんしては v. Savigny, op. cit., S. 231 ff. に詳しき。なお、教会分裂問題にかんして、マルヌスの第一回目の助言があつたのはサヴィニーに於けるものである。

(一六) 日下昭夫「メロラ哲学の系譜」(『思想の歴史(キリスト教會とイスラム)』)一六三頁。

(一七) また、十一世紀と並む、トニベントルム論理学の諸範疇(レービ apodictic and dialectical reasoning) ① から法學の問題となること Harold J. Berman, The origins of western legal science, Harvard Law Review, vol. 90, 1977, p. 909f. これがこれまで紹介した。

(一八) P. Koschaker, Europa und das römische Recht, 1966, S. 65 (本文邦訳は、佐々木有司「中世イタリヤにおける普通法 (ius commune) の研究 (四・五)」(『法學雑誌』八五の八) 三九頁に依つた)。

(一九) ダンケルンガ前掲書、二九頁。

(二〇) ダンケルンガ前掲書、五〇頁。

(二一) 堀豊彦「中世紀の政治学」八九頁。

(二二) 南原繁「政治思想史」六三頁。  
(二三) アリベルテ・ル・ペルシウス『形而上學』(一) (田邊昭・岩波文庫) (著者解説) 四二九頁。

(二四) 「われわれは徳の何たるかを知ることを目的とする考収を行なう」(アリストテレス『ニコトニク倫理学』(一) 五八頁 (一一〇)、高田三郎訳・岩波文庫)。

(二五) フィリッポス倫理学(上)』十(一〇九四〇)。

(二六) ルイ・アクィナス「神学大全第13冊」(福岡良典訳) 一一一頁。

(二七) 脱部英次郎「西洋古代中世哲學史」一一一頁。

(二八) 「形而上學 (上)」(田邊昭・岩波文庫) 三一頁 (九八三〇)。

(二九) F. Wieacker, Privatrechtsgeschichte der Neuzeit, 1967, S. 58 参照。なお、ヤハル (兼田平川訳) 『中世の政治思想』九八頁も参照。

(三〇) 「政治学」(山本光雄訳・岩波文庫) 三四一五頁 (一一〇)。

(三一) 南原繁前掲書、五一頁。

(三二) 「政治学」三六頁 (一一〇)。

(三三) 和辻哲郎「人間の学(ヒューマニズム)の倫理学」四七頁。

(三四) 原田彌「英版西洋政治思想史」(一〇)一頁。

(三五) 南原繁前掲書、六二頁。

(三六) 「リコリコス倫理学」(一) (十七頁 (一〇九四〇))。

(三七) 和辻哲郎前掲書、二〇〇頁。

(三八) 和辻哲郎前掲書、四八頁。

(三九) 服部英次郎前掲書、一二四頁。

(四〇) トマス・アクィナス『神学大全』（山田昌弘・世界の名著选）九一頁下段。

### 三

パルドゥスは「法の源泉」を何と見るか。彼はウルビアースに倣い次のじとく述べる。「法は正義から下ったもの、すなわち、正義から発したものである」。法が正義に由来するといふ概念、そして両者の相関関係は中世ではすでに注釈学派にも知られていた。例えば、プラケンティースは「すべての法は、あたかも川が泉から発する」とし、正義から発する。……他方において正義が正義と呼ばれるのは、すべての法がそれ〔=正義〕に依存しているがゆえである」と述べ、またアーノルド「すべての法は、正義——これがあたかも質料である」と述べ、「正義が要求するものを同じく法が追跡するのである。……そして正義が正義と呼ばれるのは、すべての法がそれ〔=正義〕に依存しているからである。それゆえ法は正義から導かれる」と言う。ちなみに、注釈学派の祖キースは、「正義と法とは生やしめやむの (producens) と生やしめられたるもの (productum) の関係にある」とも言う。これら中世ローマ法学者にとっては正義の内容は、同じくウルビアースの言葉（「正義は各人に彼の権利を分配する恒常不斷の意思である」）が模範

となっていた。

パルドゥスも「法の源泉」につきこれら先学に倣つたのであつた。ただウルマン教授のパルドゥス論からでは、パルドゥスにおける正義の問題にかんし審らかなことは残念ながら知りえない。ここではわずかなものを紹介するにとどめるを得ない

のである。

(A) まず彼が正義と法とのかかわりを規定づけるにすぐれてアリストテレス哲学概念を用いたことである。すなわち彼は述べる。(a) 「法は、それ〔=法〕のとくに本質的なそして潜勢的な、原因から認識される。すなわち正義が法の潜勢的原因 (causa intrinseca iuris) である。……原因なき法なるものは認識されねばなら (ius sine causa nasci non potest)」  
↓。がた言つ。(b) 正義とは「〔形相を〕規定する質料 (materia disponens)」〔やねん〕。〔すなわち〕これ〔質料=正義〕のやう潜勢力と〔質料=正義〕に命られる〕置れた形相 (forma latens) やねん、明瞭な形相 (forma patens) がわれわれの法 (ius) [==Corpus iuris の法] における形式的な規定 (formale praceptum) のなかに、現われ出かねるのである」。以上 (a) (b) それぞれにつき以下で若干仕訳したい。

(a) じつに。物事はその物事の第一の原因を認識するにとよんではじめて知りうる、とは既述のじとくアリストテレス『形而上學』第一巻第三章の有名な言葉であるが、パルドゥスもアリストテレスの「四原因の説」に倣い、正義を法の原

因、しかも「實在因」と見る。法の「法的因」といふことは前述したが、「[法の]形相因」(causa formalis [iuris])につきバルドゥスが次のいふべくのトコトナムの趣旨に依つたものである。「[法の]形相因は、法の規定における形相〔形式〕<sup>(lex)</sup>とのもの (ipsa legum forma) である。なぜなら、法の規定 (lex) は形相〔形式〕と呼ばれており、それは「形相=形式」から離れることができないものだからである。」<sup>(ルイ・ウルマン教授)</sup> 法 (Law) の形相因 (すなわち法なる事物について、「それに従つて成長し、あるいは形づくらるる」「形式」) が問われるが、やの答へとして「現れた形相」(emergere) とは「個別的法命題 (individual law)」の形態 (form) といふべきであらわれてゐる。それ [=法 (Law)] の外部的形相 (outer form) とは、とつもなねだす、法の「命令」であることは「規定」のことである。トラケンティースによれば「全く誠実であることを命じ、その反対でないことを禁ずる一般的命令 (generalis sanctio)」<sup>(lex)</sup> であり、またトマス・アクィナスにしたがえば「制定による共通善への何らかの秩序 (ordinatio)」・命令 (praeceptum)<sup>(lex)</sup> である。

(ロ) いふべく、法の規定 (praeceptum) はバルドゥスによつて、「要素すなわち「正義」 (=「實料」) と「法」 (=「隠れた形相」) との結合体として理解された (法規定は「〔善と衡平から〕現われ出た命令・禁止 (sanctio)」であ

る」)。しかもこの場合、法規定をこのような質料・形相の結合体とする理解は静止的・構造的なそれほどまつてない。つまりバルドゥスにおいては、形相自体が質料たる正義のなかにひそむ「隠れた形相」と、法規定における形相 (形式) としての「明瞭な形相」とに区別されてゐる。これによつてバルドゥスは前者から後者への運動 (「現在進行形」) を述べんとするのである。この点については出隆氏の次のとおり、アリストテレス解説が参考されよう。すなわち事物の運動とは、「一定の形相を実現しうる可能性としての質料が、その内に含む形相を現実化する運動、すなわち可能性 (dynamis) が現実性 (energeia) に転化する」ことである。このとおりにして正義=質料に含まれる「潜勢力」・「隠れた形相」が「可能性」であり、これの転化した当のものである「明瞭な形相」が「現実性」 (「現在進行形と現在完了形とが同時的な」もの) であった。ここにアリストテレスの影響をうけた発展的思考が知られる。バルドゥスは「明瞭な形相」や「本質」 (essentia) (「ゆくもとそつあるそのもの」) もも転化される。すなわち法 (ius) は「それが自体におこる (in se ipsa) 法規定 (lex) の本質をなすもの」である。法規定が「そもそもなどあるか」と問われた場合は、「やの問い合わせるもの」が法、トマスがいうところの「理性的生體・命令」なのであった (キヌスは書く)。「法 (ius) せ法の諸規定 (praecepti iuris) に表現された衡平である」)。

(B) 次にバルドゥスにおける正義概念につきふれたい。ま

す彼の言つところを聞いた。「創造者の正義は、世界が創造され形成される以前に「すでに」永劫より存していた。しかるに、法律家 (iurisconsultus) はそれ「〔＝創造者〕の正義については理解を示さず、また、言葉を天界に求めることがしなかつた。彼は自然哲学者 (naturalis philosophus) が主張するところへ、天界において確立されていた自然本性 (natura) すなわち生命あるものの秩序と状態 (ordo et dispositio rerum animalium) について理解を示さんとしたのである」と。こには二様の正義が指摘されている。すなわち「創造者の正義」つまり超越的存有者〔＝神〕の正義と、「生命あるものの秩序と状態」つまり被造者の「自然本性」における正義である。このような二様の意味における正義つまり創造者における正義・被造者における正義については、すでにアーソが『法学提要大全』第一巻第一章で「正義」は *ff. eodem i. iustitia [=Inst. I. 1]* に記している。各人に彼の権利を分配する恒常不斷の意思である。この定義は二様に理解される。第一の仕方においては正義は創造者 (creator) のなかに、第二の仕方においては被造者 (creatura) のなかにあるように」と述べ、また「創造者のなかにある正義」につき次のこととく指摘した。「もし正義が創造者のなかにあるようにすなわち神のなかにあるように理解されると、すべての言葉はそれ固有の意味において (proprie) 表現せられ、そしてすべてのものは明白である。あたかも正義とは神の状態 (Dei dispositio) であると言えるがことへ。〔すなわち〕これ〔＝神の状態〕がす

べてのものとのなかに正しく存在し、そして「すべてのものじとを」正当なふうに秩序づけるのである。つまり〔神〕それが自身 (ipse) が、各人の働きに応じて各人に報酬を与えるのであり、それ自身は変わることなく「また」それ自身は、その諸々の状態および諸々の意思において決して一時的な存在ではなくて、確實にその意思は恒常で不斷のものである。なぜならば〔神〕それ自身は何らの起源 (principium) 「をもたなかつたし、「また」何らの究極目的 (finis) を「現在」もっていないし「今後も」もつことはないであろうから」。ついでアーソは「被造者のなかにある正義」にかんしては次のとく述べた。「第二の仕方において正義は被造者のなかに、すなわち正しき人間のなかにあるように理解される。なぜならば正しき人間は、各人に彼の権利を分配する意思をもつものであるからである。このような意思が正義と呼ばれるものなのである」。

こうして見ると、パルドゥスの「創造者の正義」概念は、アーソに言う「神の状態」たる正義、の思想に連なるものと言えよう。この正義はいわば「恩寵」における正義であり、「精神的権力」を体現した教会国家においておこなわれる正義であった。アーソは別の箇所で「法の創立者は人間であり、正義の創立者は神である。このこととしたがえば *ius* と *lex* とは同じことがらを意味するものである」とも述べる。これにたいして、アーソに言う「正しき人間」 (homo justus) における正義は、アリストテレス倫理学説にもとづいた正義(「正義といえは、それは、正しいひとが自己の『選択』に即して正しき

料を行なうたちのひとだといわれる所以のものやある)のであり、そしてこの正義は、「自然的本性 (natura) のみに関わる世俗國家」においておこなわれるべきものなのであった。この国家像は「アリストテレス政治学説が齎したもの」であり、そこでは「國家とは人間の自然本性 (natura) に由来する」ものだと観念された。バルドゥスは、法律家はあたかも自然学者のひとくもっぱい、「生命あるものの」有するこの「自然本性」における正義を対象としたと解すのである。これは当時の法律家にたいする一つの批判を意味するものであらうか。

バルドゥス自身は正義を法理念論的に考察するに以下のじとく述べるのであるが、その場合彼は、上述したとて正義にかんする」様のあり方のいすれか（「恩寵」における正義か「自然」における正義か）にはつきり依拠することなく、このため彼の立場をここに示すのがものとして明確に指摘することは困難である。曰く、「正義は永久不死のもの (immortalis) である。……」のことは法 (lex) が神的なものに服する存在のなかに、すなわち、不变完全な人間の精神のなかに、存するがことくにそつなのである。なぜならば、このような「人間の」習性は死滅することがないのである。あたかも「人間の」魂が不死永久であるといふのである。……なぜならば魂は神的な不死死なるもの (quid divinum et immortale) やあるからである。……すなわち「このようにして正義は」不变のものである。けだしそれは動かすべからざる永久のものであり、常に縁地にあり、決して乾燥地には存しないものであるからであ

る。…「正義とは」いわば「人間の」魂の完璧化 (perfectio animae) である」と。トマスが「アリストテレスの田的論的形而上學を採用し、それを土台としながら、自然と恩寵との段階的連続的統一を説いたとされる (トマスにおける、「恩寵は自然を破壊せず、むしろこれを完成する」の確信) いふく、バルドゥスの上述の見解もこれと同るものとすべきでよいか否かはしばらく置くとして、バルドゥスはアリストテレス哲学をキリスト教倫理によって解釈し、あるいは、両者を折衷的に混合的にとりあつかつたことが知られる。むしろバルドゥスの場合、この後者のとりあつかいがたが特徴的であったと言える。たとえば、「啓示によれば、人間の魂は不死であり、世の終わりには肉身をとつて復活し、神の審判を受けるはず」であるから、神の審判を受けるはずの人間の魂はこれが「不死なもの」である他は、バルドゥスの書うような「神的なもの」であるはずがないのである。人間の魂を「神的なもの」とバルドゥスが見るのは、「アラビアの哲学者たちの解釈を通して西欧に知られたアリストテレスの魂についての説」の影響によるものと想えよう。

しかしや、「法 (lex) が不变完全な人間の精神 (animus virorum constantium et perfectorum) のなかに存する」いふ、また正義は人間の「魂の完璧化」やあること、いわふる「魂がバルドゥスは人間の「習性」 (habitus) (習性) は「行為によって能力のうちに形成されるもの」や、「一旦形成されると能力を規定してその働きを特定の方向に向わしめる原

理となる」もの）のあらわれと見る。以下でこの点につき少し歎仰しておこう。あなわちバルドゥスは「正義は「人間の」習性と謂われ、また「人間の」状態と謂う述語形態のもとにあるものである (iustitia dicitur habitus et ponitur sub praedicamento qualitatis)」<sup>1)</sup> とするのである。バルムカウスのこの言ひ方は別の法学者によれば次のじとき表現をとるのである。すなわち「正義は徳 (virtus)」であり、法はそれ〔=徳〕の実行である」(キースス)。<sup>2)</sup> 「正義はアラトンによれば徳である。この徳は、もつとも努力のない次のような種類の人々のなかに「こそ」もつとも勢力をもつものなのである。すなわち正義は、悲惨な人々のなかにあつてますます明るく光り輝くのである。とくにトゥリウス〔=マルクス・T・キケロ〕も断言するごとく、正義は共通の利益によって保持され、各人にたいして彼にふさわしい価値を分配する、「人間の」魂の習性 (habitus animi) である。〔すなわち〕立派に働く人には化輪を、罪を犯す人には罰を「分配する、魂の習性である」(アラケンティースス)。加藤教授は「社会的行動なし社会秩序構成の客観的規準としての正義」にたいする、このような徳としての正義・習性としての正義につき次のごとく指摘される。「正義は古代ギリシア・ローマ以来伝統的に、或る「徳」即ち人間の一定の善き主觀的性情、という視角から……考察されるのが普通であった。あるものが正又は不正であると言われる際、その述語の主語として第一次的に問題とされたのは、人間の一定の意思、心的習性、性向」であった。「正義論は徳論

」であつた。<sup>3)</sup> 中世になつて、トマス・アクィナスの場合も同様である。曰く、「どんな部分的善 (bonum partis) と言えども全体的善 (bonum totius) にしたがうのである。それゆえにこれによれば、善であり徳であるものはどのよつなものでも、この善や徳がある人間を彼自身にたいして規定づける場合であらうと、あるいはある人間を何とか他の個々の人間にたいして規定づける場合であらうと、共通善 (bonum commune) にかかわりをもつのであり、〔部分的善を〕この共通善へと秩序づけるのが正義なのである。そして以上によれば、あらゆる徳の行為 (actus omnium virtutum) は、これが人間を共通善へと秩序づけるに応じて、正義とかかわりうるのである」。こうして、徳としての正義は、また羅馬教父によれば、「行為や規則 (あるいは制度) について述語される正義ではなく、人間について述語される正義」であったのであり、前述アーヴィングが被造者における正義とは「正しい人間の意思」と述べたごとく、「正義の問題はつまるところ正しい人の問題」なのであつた。正義論が「徳」論であった点は、このようにしてバルドゥスにおいてもしかりであった。そして彼によれば、正義論が「徳」論なのは既述のごとく彼が正義を法理念論的に考察したことなのであり、これにたいして彼が次のごとく述べるとき、正義は法概念論の匂内の問題となつてくるのである。すなわち「正義とは善および衡平以外のなにものでもなく、法もまた善と衡平の技術以外のなにものでもない」。また言う。「法は善および衡平の技術である。すなわち法は、善および衡平

「の実現」のための力および能力 (*vis ac potestas*) を有する。しかもバルドゥスによれば、法が善および衡平の実現を使命とするものだとは、すなわち、法は正義の実現を目指すものだと言うことに他ならないのである（既述プラケンティーススやアーヴが「正義が正義と呼ばれるのは、すべての法が正義に依存しているからだ」と述べたのを参照）。

(C) 最後にバルドゥスは正義にかんする二様の考察方法につき次のことく述べるのを問題としよう。「汝は次のことく述べよ。正義は二様に考察されうる。すなわち「まず」抽象的に「考察されうる」。〔つまり〕正義はそれ自身のなかに、すべての立法者「自身の法制定行為」を限界づけることにしてその本質を有するように。そして〔次に〕具体的に「考察されうる」。〔つまり〕正義は、立法者を通して特定の諸事例にたいして適用可能なものであるよう。第一の場合においては、正義は法の母であり法の原因である。…これにたいして第二の場合においては、正義と法とはひとつのもの・同一のものである」。こには「抽象的に考察されうる正義」・「具体的に考察されうる正義」と、法規定における立法者の意図とのかかわり如何と言ふ問題が指摘されているわけであるが、この問題の解明にかんしてはトマスの見解が注目される。すなわち、トマスは立法者の意図するところが二つあるとして、次のことく述べるのである。第一は「立法者が法の規定 (praeceptum) でわかつてそれをむかって誘導しようとした意図しておむねのもの」であり、これが「徳 (virtus)」〔やのもの〕である。第二は法の

「規定が（直接に）かかわり・実現しようとした意図していること」から、すなわち徳へと導き、あるいは徳への道を備えるところのもの」であり、これが「徳の行為 (actus virtutis)」〔すなわち「その類からして善なる」〕「人間的行為 (actus humani)」〔<sup>（人）</sup>〕である。

バルドゥスに言う「抽象的に考察されうる正義」とは、立法者の意図との関連で言うならば、トマスの「徳〔そのもの〕」〔<sup>（人）</sup>〕「（法の）規定の目的」〔<sup>（人）</sup>〕と解されないか。この意味するところは以下のとくである。アリストテレスが、「立法者は習慣つけ（エーテス）によって市民たちをして善たらしめ」、また、「善いもののうち或るもののは初めから「人間に」備わつていなければならないが、その或ものは立法家がとのえなければならぬ」のだ、と書うとき、ここにはトマスの、立法者が意図する「徳〔そのもの〕」が意味されていよう。すなわち「立法者の意図するところ」〔<sup>（人）</sup>〕「人々を有徳ならしめる」と〔<sup>（人）</sup>〕が何よりも第一に法の規定にもりこまれる」のである。しかるに、トマスが「なんびとも徳の習慣 *habitus virtutis*」を有するのでなければ、有徳なる者が行為するような仕方で行為することはできない」と言うように、法の規定を通して市民を有徳ならしめんとする立法者は、「徳」を彼自身の「規範」とせねばならなかつた（「徳の習慣」をもつこと）。」「徳」は立法者の立法活動そのものにおける「標準」として作用するのであり、この意味でそれは立法者によってつくられる法の源泉〔法の母であり法の原因〕）と言える。バルドゥスはこうして

「抽象的に考察されうる正義」観念をとりあげることによつて、これを、「德」へむかつて「立法者〔自身の法制定行為〕を限界づける (circumscripsiō omni legislatore)」ものと見なして、法の母・法の原因と呼ぶのである。ウルマン教授は、バルドゥスのこの「抽象的に考察されうる正義」を「非個人的な超然とした一つの理念」と見るが、これは、バルドゥスの「抽象的に考察されうる正義」が立法者に相対する存在 (すなわち「法の目的理念としての正義、超実定法的な価値としての正義」<sup>(六五)</sup>・「実定法を測る正義」<sup>(六六)</sup>) であったことを示唆せんとするものである。

次に、バルドゥスが「具体的に考察されうる正義」と名づけたものについて考えるに、彼によればこれは「立法者を通し特定の諸事例にたいして適用可能な (applicativa) もの」であり、この意味の正義は法と何ら異ならずこれと「同一のもの」であった。この命題の意味するものは何かを以下で指摘した。トマスが、「命令 (praeceptum) なるものは法によって規制されていることからくの法の適用 (applicatio)」だとし、また、「規則や規準は、規則や規準に服することががらにたいしてそれが適用される、という仕方で課せられる」とするとき、これは次のこと述べてはいられない。すなわち「法の適用」は、法の規定に服するべき (あるいは法によって規整せらるべき) とあらかじめ定められていることがらにたいして起こるものなのである。換言すれば法の規定に服するべき (あるいは法によって規整せらるべき) とあらかじめ定められた問題からきりはな」しえなかざるをえず、したがつて「法をいかに適用するか」という問題は、法をいかに定立するかという問題からきりはな」しえなかざるをえず、したがつて「法をいかに適用するか」という問題 (六九) とされる<sup>(七〇)</sup> このような、法の規定に服するべき (あるいは法によって規整せらるべき) とあらかじめ定められていることからにたいする法の適用の問題こそが、かの、「法の適用における正義としての交換正義」<sup>(七一)</sup> 「各人に帰すべきもののがなんらかのルールに基づいて確定されていることを前提とした上で、それを嚴格に各人に帰することを義務づける」こと) ないし適法性<sup>(七二)</sup> の問題なのである。これは普通、「法の下なる正義としての適法性」と言う「法的正義」の問題としてとりあつかわれている。バルドゥスが「具体的に考察されうる」ものとしての正義は法と「同一のもの」と述べるとき、ここには、法の適用における正義としての「法的正義」が問題となつてはいな

いであろうか。

前述のこととトマスは立法者の意図がかかる第二のものとして、「(法の) 基定が (直接に) かかわり・実現しよう」と意図しているところのことがら」、すなわち「徳の行為」(換言すれば、「(法の) 規定の目的」とは区別された、「(法の) 規定がかかわっていることがら」) = 「[法の規定の] 目的を導くもの (quod est ad finem)」) をあげたが、この場合、

料 は先の「法によって規制されていることがら」・「規則や規準に服する」とは、トマスにおける「徳の行為」、あるいはバルドゥス言うかの「特定の諸事例」(certos casus)を指すものと言えないか。バルドゥスの「特定の諸事例」が果して具体的に何を意味するものかは不明であるが、しかしてトマスの、「徳の行為」なる「人間的行為」の概念は、バルドゥスにも次のとく知られていたことから見て、トマス的な「人間的行為」を指すものと解されないか。曰く、「あらゆる技術(args)はそれ自体において、質料として自然本性を要求する。あたかも、彫像家が質料に鋸を求める、そして毛織業者は質料として羊毛を求めるごとにである。このようにして法律家は、質料に人間のおこない(facta hominum)を要求する。……われわれの法[Corpus iurisにおける法]は、様々な出来事、すなわちそれから善が発するような生起してくる様々の事件、のうえに基礎を置いている」、バルドゥスの言うの、「それから善が発するような」「人間のおこない」こそは、トマスにおける、「その類からして善なる」行為つまり「徳の行為」を指す。「徳の行為」なる一類型の「人間的行為」にかんして「法が為すのは規定もしくは命令すること」であった。アリストテレスはこのことを「正義」(この場合は、「徳の或る一つではなくて徳全般」としての正義)だと言った。この意味の正義は、徳を「自分自身だけにとどまる」、「他に対してもはたらかせること」であった。これが「支配者」たるの要件だった。ここにいみじくも、バルドゥスにおける「抽象的に考

察 されうる正義」・「具体的に考察されうる正義」と「立法者とのかかわりが、示されていると言えよう。すなわち、前者の指すものと言えないか。バルドゥスの「特定の諸事例」が果して具体的に何を意味するものかは不明であるが、しかしてトマスの、「徳の行為」なる「人間的行為」の概念は、バルドゥスにも次のとく知られていたことから見て、トマス的な「人間的行為」を指すものと解されないか。曰く、「あらゆる技術(args)はそれ自体において、質料として自然本性を要求する。あたかも、彫像家が質料に鋸を求める、そして毛織業者は質料として羊毛を求めるごとにである。このようにして法律家は、質料に人間のおこない(facta hominum)を要求する。……われわれの法[Corpus iurisにおける法]は、様々な出来事、すなわちそれから善が発するような生起してくる様々の事件、のうえに基礎を置いている」、バルドゥスの言うの、「それから善が発するような」「人間のおこない」こそは、トマスにおける、「その類からして善なる」行為つまり「徳の行為」を指す。「徳の行為」なる一類型の「人間的行為」にかんして「法が為すのは規定もしくは命令すること」であった。アリストテレスはこのことを「正義」(この場合は、「徳の或る一つではなくて徳全般」としての正義)だと言った。この意味の正義は、徳を「自分自身だけにとどまる」、「他に対してもはたらかせること」であった。これが「支配者」たるの要件だった。ここにいみじくも、バルドゥスにおける「抽象的に考

された正義」・「具体的に考察されうる正義」と「立法者とのかかわりが、示されていると言えよう。すなわち、前者の指すものと言えないか。バルドゥスの「特定の諸事例」が果して具体的に何を意味するものかは不明であるが、しかしてトマスの、「徳の行為」なる「人間的行為」の概念は、バルドゥスにも次のとく知られていたことから見て、トマス的な「人間的行為」を指すものと解されないか。曰く、「あらゆる技術(args)はそれ自体において、質料として自然本性を要求する。あたかも、彫像家が質料に鋸を求める、そして毛織業者は質料として羊毛を求めるごとにである。このようにして法律家は、質料に人間のおこない(facta hominum)を要求する。……われわれの法[Corpus iurisにおける法]は、様々な出来事、すなわちそれから善が発するような生起してくる様々の事件、のうえに基礎を置いている」、バルドゥスの言うの、「それから善が発するような」「人間のおこない」こそは、トマスにおける、「その類からして善なる」行為つまり「徳の行為」を指す。「徳の行為」なる一類型の「人間的行為」にかんして「法が為すのは規定もしくは命令すること」であった。アリストテレスはこのことを「正義」(この場合は、「徳の或る一つではなくて徳全般」としての正義)だと言った。この意味の正義は、徳を「自分自身だけにとどまる」、「他に対してもはたらかせること」であった。これが「支配者」たるの要件だった。ここにいみじくも、バルドゥスにおける「抽象的に考

察 された正義」・「具体的に考察されうる正義」と「立法者とのかかわりが、示されていると言えよう。すなわち、前者の指すものと言えないか。バルドゥスの「特定の諸事例」が果して具体的に何を意味するものかは不明であるが、しかしてトマスの、「徳の行為」なる「人間的行為」の概念は、バルドゥスにも次のとく知られていたことから見て、トマス的な「人間的行為」を指すものと解されないか。曰く、「あらゆる技術(args)はそれ自体において、質料として自然本性を要求する。あたかも、彫像家が質料に鋸を求める、そして毛織業者は質料として羊毛を求めるごとにである。このようにして法律家は、質料に人間のおこない(facta hominum)を要求する。……われわれの法[Corpus iurisにおける法]は、様々な出来事、すなわちそれから善が発するような生起してくる様々の事件、のうえに基礎を置いている」、バルドゥスの言うの、「それから善が発するような」「人間のおこない」こそは、トマスにおける、「その類からして善なる」行為つまり「徳の行為」を指す。「徳の行為」なる一類型の「人間的行為」にかんして「法が為すのは規定もしくは命令すること」であった。アリストテレスはこのことを「正義」(この場合は、「徳の或る一つではなくて徳全般」としての正義)だと言った。この意味の正義は、徳を「自分自身だけにとどまる」、「他に対してもはたらかせること」であった。これが「支配者」たるの要件だった。ここにいみじくも、バルドゥスにおける「抽象的に考

定行為の過程においては、徳を「客体的な秩序の原理」＝「社会秩序の倫理」へと求める立場が、徳を「主体的な原理」＝「社会的正義」へと求める立場が、徳を「客觀的意味の正義」は……客觀的正義に向けられ、「主觀的意味」だと翻訳され、やつて「客觀的に考察せねば正義」は前記（一）にかわゆるもの見られないか。心でやるかねども、マルクスの正義観念は加藤教授指摘の諸正義論の心地悪難解して、たゞひざれの如き。

- (四二) Carlyle, A history of mediæval political theory in the west, vol. II, p. 14, n. 1.
- (四三) Carlyle, ibid., p. 14, n. 2.
- (四四) 脱部英次郎前掲書、一一〇頁。
- (四五) Carlyle, op. cit., p. 24, n. 2 (P. 25).
- (四五) 『神学大全第13冊』一一〇頁。
- (五〇) 「説説」（『トニバヌルハ』世界の大思想家・河出書房）一一八頁。
- (五〇) Carlyle, op. cit., p. 11, n. 2.
- (五一) Carlyle, ibid., p. 25, n. 1.
- (五六) 『リローリアス倫理学(上)』一九〇頁（一一〇頁）。
- (五七) 増山繁一前掲書、二六頁。
- (五八) 加藤新平「法哲學概論」一〇四頁。
- (五九) 田下熙夫前掲論文、一七四頁。
- (六〇) 田下熙夫前掲論文、一七四頁。
- (六一) 加藤新平「法哲學概論」一〇四頁。
- (六二) 『神学大全第13冊』一〇四頁。
- (六三) 『リローリアス倫理学(上)』一七〇頁（一一一頁）。
- (六四) 『リローリアス倫理学(上)』一七〇頁（一一一九〇）。
- (六五) A. P. D'entrevives (ed.), Aquinas selected political writings, 1948, p. 164.

界の名著編の『リローリアス』）一一七頁上段。

(五五) 稲垣良典「解説」（リローリアス「法哲学」）一七五頁。また『神学大全第13冊』一〇九一—一〇頁。

(五六) Carlyle, op. cit., p. 10, n. 2.

(五七) 加藤新平前掲書、一〇四頁。

(五八) A. P. D'entrevives (ed.), Aquinas selected political writings, 1948, p. 164.

(五九) 稲垣良典「法的正義の理論」一一〇頁。

(六〇) 『神学大全第13冊』四一頁。

(六一) 『リローリアス倫理学(上)』一〇七頁（一一〇頁）。

(六二) 『政治学』三四一頁（一一〇頁）。

(六三) 『神学大全第13冊』一一八頁（〔〕）。

(六四) 『神学大全第13冊』一一八一九頁。

(六五) 加藤新平前掲書、四四一頁。

(六六) ラーメルフ（田中鉄太郎訳）『法哲学』一四九頁。

(六七) 『神学大全第13冊』七頁。

(六八) 『神学大全第13冊』十一〇頁。

(六九) 稲垣良典前掲書、五一頁。

(七〇) 稲垣良典前掲書、一七頁。

(七一) 前註（六九）。

(七二) 『神学大全第13冊』四一頁。

(七三) 『リローリアス倫理学(上)』一七〇頁（一一一九〇）。

(七四) ラーメルフ前掲書、一四八頁。

バルドゥスは、法を自然法・市民法・万民法に分類した。これにつきウルマン教授は次の如く述べる。「ユスティニアヌス帝の *Corpus iuris* は、法のこれらの諸分野にかんする精緻な理論を含んでいなかった。…注釈学派もそれら〔法の諸分野〕について詳細にはとりあつかうことなく、それら「法の諸分野のそれぞれ」に含まれた意味について徹底的に論議すると言つことなくして、ただ単にこれらに言及したにとどまつた。後期注釈学者のみが、そしてなかんずくバルドゥスがそれらをそぞれ別個にとりあげ、法のこののような諸分野にかんする一理論を精緻なものにした」。以上を前置きにして、以下、自然法・市民法・万民法それぞれにつきバルドゥスの述べるところを聞いてみよう。

《一》自然法。自然法自体の概念規定の問題に入る前にまずバルドゥスによつて、自然法における「自然」概念が明確にさられる。彼ははじめ I, 1, 1, 1, 1, 62 にたいする注解において、「自然とはいはば、神的な知識 (intellectus divinus) によつて諸事物に導き入れられた、生命ある諸事物における所有権 (proprietus)」である。自然はいわば、神的な威勢および秩序 (divina dispositio et ordo) であり、そして諸物の状態 (status) である。この自然概念は、アリストテレスの自然概念のトマス的な変容とされる。すなわちアリストテレスにおいては、「生成がその終極に達した時に各事物があるところのもの——それをわれわれは各事物の、例えは人や

馬や家の自然 (eiusmodi) と言」うのであり、「自然が終極目的」であつた。(この場合人間にといへば「國」(ボリス) が「終極目的」=「自然」であつた。) 「この自然の概念がトマスにおいてキリスト教化され、世界の創造主たる神によってそれがの事物に植えつけられた本性」となつたと。しかるに後にバルドゥスは、個別問題「自然法」 (i. Jus naturale) にたいする付論において、次の見解をとつた。「自然とは、自然的諸存在と一体となつた、類似のものから類似のものを生み出す、力 (vis) であつ。そして、このよつた [=類似のものから生み出された類似のもの] おののおのは、完全な発生 (generation) のものにある。われわれはこのことを自然本性 (natura) と呼ぶのである」。しかし、バルドゥスにいへば「自然」とは静態ではなくて、ある明確なる目的を内に含んだ動態的な力」 (ウルツン) であったのである。「動態的な力」としての「自然」は、アリストテレスによるならば「運動 (変化)」する特定の存在」を対象とする自然学 (そして、なかんずく生物学) によってとりあつかわれる存在であつた。バルドゥスにおけるこの自然觀に大きな影響を与えてゐるのは、アリストテレスの「生殖」・「誕生」の觀念 (「他の動物や植物においても自然的にそうであるように、[人間も] 自分と同じような他者 [子孫] をあとに遺そと欲するのが自然的である」) であった。バルドゥス自然觀の根本となつてゐるのは、「自然を以て後天的に獲得せられたるものにたいして先天的又は原本的なもの」と見る自然の意義であるが、これによれば「自然は

本質本性等の語と同一又は近似の意義を有するもの」である。そしてかつてガイウスやパウルスのじと/orum法学者は、ひるよへた自然觀より古希にして「事物の自然或は本質 (natura rerum) 人の自然 (natura hominum) 更には動物の自然 (natura animalium) やふが如き語を用ひて、之を以てそれらのものゝ個性或は種類を現はさんじし」とそれらのじある。ベルトゥスが注釈を加えたウルピアースの見解も同じ自然觀に依っていた。

ベルトゥスはひのよつた自然觀を踏まえたうえで、わいに「自然」を三つに分類する。おなわや（イ）「自然の意図するひんぐのゆの」（intentio naturae）が何であるのかの觀点からいへば「自然」（ロ）「感覚的生命における自然本性的な運動」（naturalis motus animae sensitivae）としての自然、（ハ）「知的生命における自然本性的な運動」（naturalis motus animae intellectivae）としての自然、である。したがひや（イ）の自然についてではなく、自然の意図するひんぐのゆにかんしては……論議は法学者（legista）によってものではなく、自然哲學者にとってのものである」と述べ、それを法律學の対象に含めない。次に（ロ）の自然については、これは「われわれによつて論じられるべきものであつた。それが、人間的結合（humanae societas）〔＝男女の結合・家族〕に適用しつゝある」けれど、最後に（ハ）の自然は、「主張的にそれ自体におこり（per se）われわれが考察せねばならないものである。けだし法規定における主体（subjectum）は人間であつたら」とされる。このようにベルトゥスは、人格を形成する一つの要素すなわち感性的なもの（sensual being）・知性的なもの（mental being）のそれぞれにおける自然本性が法学者のとつあつたべき対象であるとした。この考えは阿爾教授に依つて書かれたトマスの理論に連なるものである。すなわちトマスの「アリストテレス的思考が自然法思想から原罪論をたなあげし、人間本性のなかに欲情的本性と理性的本性を明確に位置つけ」た。ベルトゥスによれば、ひのような人間の二面の「自然本性は、習慣づけによつて反対のものとはならぬ」（non asuescit in contrarium）といひのゆの」であった。「あたかも炎がどつてあるうともたちのなり、火に「これにたゞして」重きものは常に沈む」とくにである」。かくのことき自然と同じく「自然法も改変されることはなし」のである。すなわちベルトゥスはcribe。「〔一ロ〕自然本性によつて包含されなかつた事例（casus omnissus a natura）は、あたかも自然法によつて〔包含されなかつた事例〕のいふく、「自然本性によつて後かづは」補なわれてない。かたゞ、自然法は拡張された解釈（interpretatio extensiva）を取け入れないから」と。

こうしてすでにベルトゥスの自然法觀の問題に入り込むひととなつたが、彼の自然法觀は次のことをものである。「自然法とはそのものじですべての動物が一致していることのものであ

る」。これは、ウルピアースの自然法論（「自然法は自然がすべての動物に教えたもの」）にたいする注釈でもあったが、他方でバルドゥスは次のとくにも述べる。「神的な摂理（divina providentia）から現われ・下るものは、完全な自然的事物から生まれたすべての動物にとって、共通のものである」。すなわち、彼の自然法は「神的な摂理から現われ・下るもの」といふそれであり、これは、「自然とはいわば、神的な知識によりて諸事物に導き入れられた、生命ある諸事物における所有感」とされた彼の当初の自然觀に一致するものと言える。ここで一点注目しておきたいのはトマスの自然法觀との関連である。トマスは周知のことく、自然法は「理性的被造物における永遠法」（宇宙全体の支配者としての神のうちに見出されるところの、事物の統治理念）の分有（<sup>〔六四〕</sup>）だとした。けだし理性的被造物は「自らも『神の』根柢の分担者（particeps）」であり、この意味で「なんらかの事態した仕方で神の摂理に服」する存在であった。こうしてトマスは自然法は理性的被造物すなわち「われわれのうちなる神的光の刻印」だとするのであるが、この規定だけは、「神的な摂理から現われ・下るもの」たる自然法が「すべての動物にとって」（omnibus animalibus）共通のものだとするバルドゥスの見解とは異なっていふ。確かにトマスは「非理性的な動物もそれなりの仕方で永遠的な理念を分有する」ことを認めるが、しかしこの「分有」は知性的・理性的な仕方ではおこなわれず、それは「固有の意味で（proprius）法と呼ばれ」ないものであった。このよ

うに見じると、バルドゥスは自然法を規定づけるにあたり「神的な摂理」・「神的な知識」（さらには「神的な態度および秩序」）なるトマス的觀念を用いるが、トマスの場合とは異なりそれを「すべての動物」に、（トマス的に言えば）「固有の意味で」認めるのである。ここには、アリストテレスの觀念あるいはローマ法の法命題とトマス理論との折衷あるいは混合が知られるであろう。

この点をさらに、船田享二氏の見解を参照しつつとりあげてみたい。氏は「ウルピアースの自然法論」なる論文において、ウルピアースの自然法の特徴としてそれが（イ）自然の命令の一つであること、（ロ）全動物に共通なものであること、とされ、ついでこの「全動物に共通なもの」を（ア）肉体的組織の共通、（イ）心理的組織の共通に区分された。このうち（ア）に含まれるのはウルピアースが例をあげている「雌雄の結合」・「子の養育」であり、また（イ）は「他の動物に共通せる感情（sensus）・本能（appetitus）」であった。前述のことくバルドゥスが「われわれによって論じられるべきものである」とする、かの「感覺的生命における自然本能的な運動」たる自然は、この（イ）に含まれよう（この意味の自然を根柢とするものが船田氏言う「動物的自然法」）。これは、全動物においておよび「人間的結合」において共通のものである。バルドゥスは他方で、上述「知的生命の自然本性的な運動」なる自然をとりあげ、これこそが「主要的にそれ自体にて、われわれが考察せねばならないもの」とする。「主要

的にそれ自体にて」考査されると、パルドゥスが「法規定における主体は人間である」と述べる」と、この意味の自然が他の動物と区別されたところの人間にのみ本来のものと書つことを表明するものである。船田氏は、この自然を根拠とする法を「人的自然法」と呼び、「人間相互間にのみ共通のもの」である万民法にたいして自然法を「すべての動物に共通のもの」としたウルビアースにも、「人的自然法」が知られていたのだとされた。すなわち、ウルビアースが例え、「あることが一つに結びつけられたその様式でもって、あることを解くほど自然なることは他にはない。それゆえに、言葉によつて結ぶされた債務関係は、同じく言葉によつて解消される。單なる合意によつて結ぶされた債務関係は、反対の合意によつて、廢される」(D. 50. 17. 1. 35)と述べたのは、彼にも「人にのみ特有にして全動物に對しては共通にあらざる自然の命令」が認識されていたのだ、と言つのである。船田氏のこの見解を容れるとすれば、人間は動物の一員と見られる同時に「それ自体にて」考査の対象とされる存在だと考う点で、パルドゥスにおける自然法の觀念はウルビアースのそれを受け継いだものと言えるが、しかしながらパルドゥスが果してウルビアースにおける、船田氏指摘の「人的自然法」を知っていたかは疑問である。自然法において動物と区別されて人間が「主要的にそれ自体において」考査対象となるとするパルドゥスの見解は、「神的な攝理」・「神的な知識」の觀念とともに、トマス理論に連なる性格のものと思われる。パルドゥスが注釈するウルビア

ースは、自然法は「人類に特有のものではない」とは「かり述べていいのであるから。以上の意味において、パルドゥスの自然法觀は、ウルビアースのものとトマスのものとの折衷あるいは混和を示すものと言えるのである。

パルドゥスの「自然法は自然本性において働いていた諸原理が人間の行為に適用されたものに他ならなかつた」（ウルビン）とすれば、パルドゥスがウルビアースに倣つて自然法觀念の適用と見なされた次の三事例をとりあげるのもつねすぎる。すなわち（A）雌雄の結合、（B）婚姻、（C）扶養の三つである。順次に説明しよう。まず、（A）雌雄の結合については次のごとく述べられる。「次のこととに注意すべきである。すべての動物は、自己の種の保存……および自己の存在の維持におもむく」と、ある種の本能において教えられている。また、「われわれは、〔雌雄の結合に至る〕第一の運動（primus motus）はわれわれの能力（potestas）のうちにも意思（voluntas）のうちににも存しないものであると考える。〔したがつて〕このような運動は〔自然本性に由来する〕自然法上のものであり、…〔その〕運動〔自体〕においては罪（peccatum）は存在しない」。おひだり、「もし第一の運動が自然法上のものであるならば、〔また〕それゆえに、自然本性は目的（finis）としたがつて動くと言つ理由で、目的でもあるならば、このようにして〔第一の運動は〕原因の原因であり事件の原因（causa causae et causa causati）でもある」。このように、「第一の運動」が「生殖を目的とするのであるな

らば、雌雄の結合それ自体は、自然法の領域に含まれねばならない」（ウルマン）ものであった。

次に（B）婚姻についてであるが、バルドゥスはこれを自然法・万民法・市民法の三見地からとらえる。自然法の見地が当面の問題である。曰く、「婚姻は三重に考察されうる。第一の仕方は「婚姻の」目的（*finis*）すなわち生殖（procreatio）にかんして「考察されうる」。そして「この場合」婚姻は自然法上のものである。それと「うのも、それ自身と同じものを生ぜしめる」とは最も自然本性のものであるから。すなわちこのようにして、自然において種全体が維持されるのである」。ここに見える「〔婚姻の〕目的すなわち生殖」にかんして船田氏はかつて次のとく述べられた。ウルピアースは「自然法によって生ずるもの、例として……雌雄の結合……といふ例以外に更に子の生殖を擧げてゐる」が、しかし「子の生殖なる例は雌雄の結合をもふくめたる、又雌雄の結合よりして生ずるものとして解せらるべきであ」り、「雌雄の結合と分離せられたる意味に於ける子の生殖は、たとひそれが動物の本能に基づくものであるにしても」「それのみにては、自然法を論ずるに方つて特に問題とするを要せない」。このことは「飲食といふが如き一方的な行為」の場合と同様である」と。以上のことく船田氏によつて批評されたウルピアースとは異なつてバルドゥスは、「われわれが婚姻と呼ぶ」雌雄の結合は「生殖」のためのもの、「生殖」を目的とするもの（「それ自身と同じものを生ぜしめること」）=「子の生殖」）とする。このように彼は、

「〔婚姻の〕目的」なる觀念を問題に取り入れることによつて、つまり、婚姻は「子の生殖」を目的とする解する（=婚姻をその「終わり」から見るアリストテレス的觀点）ことによって、「雌雄の結合」と「子の生殖」とはウルピアースの見解とは異なり「分離せられたる」ことがらとは見なかつた。

（二）ここで注目すべきは、ウルピアースは婚姻は全く自然法に由来するものとしたが、これにたいしてバルドゥスは婚姻を（一）その「目的」、（二）その「合意」、（三）その「締結形式」、（四）その「秘密」性、の諸点から考察し、これら諸点のそれぞれに応じて婚姻はその適用される法を異にする、と見たことである。婚姻の「目的」の見地から婚姻は自然法に由来するとは前述のとおりであるが、バルドゥスはさらに（ii）（iii）（iv）にかんして以下のとく述べるのである。  
 （二）婚姻の「合意」にかんして。「第二の仕方は、婚姻は〔婚姻の〕合意（consensus）にかんするかぎりで〔また〕考察の対象とされうる。そしてこの場合は婚姻は万民法上のものである。それと「うのも、合意とは「当事者それぞれが相手方を」選択する行為であり、この行為は知性と理性とによって「はじめて」成立しうるものであると言う理由で、合意は默に本来のものではないから」。次に（iii）婚姻の「締結形式」にかんして。「第三の仕方は、婚姻締結の形式（formal）すなわち「結婚する」と言ふ」言葉の表示……あるいは言葉の表示に代えて挙げられることがら……が考察の対象とされうる。この場合は〔婚姻は〕市民法上のものである」。最後に（iv）婚姻

の「秘蹟」性にかんして。「第四の仕方は、〔婚姻は〕これが」秘蹟 (sacramentum) であると書かれていて「また考察の対象とわれぬ」。ユートーの場合は婚姻は神法 (ius divinum) 上のものである。それゆえに〔聖書には〕神が結びしものたちを人間は離し〔べ〕ない、と書かれていたるのである」と。こうして一個の婚姻現象にたいし、それを形成する諸要素の性格に応じて婚姻法が必要となるとするのである。バルドゥスが婚姻法を、それに理諭的分析を加えて考察の対象とする点は注目に値しよう。しかし他面バルドゥスのこの考察態度は、婚姻法を一つの視角から統一的にとらえそしてこれによつて現実の婚姻制度を一個の法的觀点の下に整序しようとする考え方についでは、マイナスの働きをするのであり、この点で中世ローマ法学の方法には「スコラ的な思弁的ないし煩瑣的傾向があらわれ」、これによつてそれが「法学の実際化に限界を与えた」とも言えるのである。

以上のことき婚姻法の多様性との関連でこゝで、やはり直接自然法の問題には屬さないが、婚姻と条例とのかかわりにつきバルドゥスが述べるところを紹介しておきた。曰く。「婚姻が〔或る場合には〕、都市条例 (statutum civitatis) によって刑罰をもつて禁せられるか否かが問わねよう。たゞやが、何ひとつも一〇〇〇ラブアの罰金に処せられることがなくて Gabelina [皇帝派の女の] を妻に迎え入れてはならない、と言つがひとか〔条例の場合である〕」。バルドゥスはこれに答えて述べる。確かに婚姻は「靈的事項〔である〕」。したがつてそ

れは、契約 (pactum) による禁止されねないかへ、俗人たち〔羽冠〕の条例 (statutum laicorum) によるては直接に禁止されねば」と。ところが彼は続けて言うのである。「〔しかし〕私は次のじとく考へる。もしこのようだ、「或る婚姻を禁止する」条例が、何らかの公的公益 (publica utilitas) あるいは衡平 (aequitas) にむちうけてつくられるとするならば、〔そのような〕条例は、「条例に違反して結婚された婚姻にたいして処せらる」罰金にかんしては、義務を負わせる〔=罰金に処す〕ことになるであろう。「〔しかし〕当該婚姻の成立のものにたいしては義務を負わせる (〔=婚姻を無効とする〕ことはない)」。以上に、バルドゥスの実際家としての助言活動の一斑がうかがえよう。

最後に (C) 扶養について。ウルピアースは「〔子の〕養育」 (educatio) を自然法に由来するものとみたが、これにたいしてバルドゥスは、子の親にたいする「扶養」 (alimentatio) につき次のじとく述べる。「扶養にかんして〔次のこと〕が問われる。〔すなわち〕父親を〔子が〕扶養することは自然法上のものであるか否か。そつである〔=自然法上のものである〕とも考えられる。けだし自然本性は、〔因縁によつて〕脅かされたものを決して見殺しにしてはこなかつたのであるが、その自然本性は、どのような動物もはなはだしく貧困の老いた両親を養育すると言つことを、教えてきたからである」。このように、バルドゥスは親にたいする「扶養」が自然法上のものであるか否かと設問し次のじとく答える。「〔以上に答える〕

ト」解決「は次のようである」。人間は、「一方で」動物であるとして考察の対象とされうる。この場合は扶養は自然法上のものではなかつたことにならう。「他方で」人間は理性であるとして考察の対象とされうる。それと言うのも人間は、形相的に見（formaliter）理性・知性であるからである。そしてこの〔人間考察〕方法によれば扶養は、自然法上のものとなるべしである。なぜならば市民法上の命令（iuris civilis praeceptum）なくして、〔人間の〕自然本性的な理性（ratio naturalis）が次のことを教示するからである。すなはち母子は、それによつて「はじめて」彼が存在しうるところの彼の父親を見捨ててはこなかつた、と言つことを」。ここには人間が二面にわけられ、一時は動物（「自然本性」）として、二時は理性（「自然本性的な理性」）として考察された。そして扶養が自然法に由来するのは、人間が理性（「理性的被造物」）として考察されるときであり動物としてではない、と言つのである。バルドゥスのこのよだんな人間にたいする二様の考察方法は、学説彙纂における法命題とトマス理論との折衷あるいは混合を示すものに他ならない。

すなはち人間が動物として考察の対象とされた側面は、学説彙纂に由來する。自然法は「人類に特有のものではなくすべての動物に共通のもの」（ウルビアーヌス）であるのだから、人間は動物の一員として、つまり端的に「自然本性」としてはじめて自然法に服した。これにたいしてトマスによれば、人間は、動物の一員としてではなくむしろ「知性的に（intellec-

tualiter）理性的に（rationaliter）」神の永遠的理念を「分有する」ものとして、自然法に服したのである。バルドゥスは、子の親にたいする扶養の問題にかんしてはこうしたトマスの觀念に依つた。なぜ「扶養」が、動物としての人間にとつては自然法に由来するものと見ひれなかつたのかは、バルドゥスの述べるところからはわからぬ。親の子にたいする「養育」はすべての動物に、したがつて人間にも該當するが、逆に子の親にたいする「扶養」は全動物には見られず、ただ人間にのみ知られるものだと附づ。バルドゥスの自然および人間にたいする事実認識に依るものか、もじこの事実認識がバルドゥスの根底にあつたとすれば、彼は「扶養」の法的根柢を問題とするにウルビアーヌスの自然法論でもつてはこれを説明しえず、人間本性にかんするトマスの理論を借りざるをえなかつたことになり、上記バルドゥスの引用文に示されたとおりとなるのである。じつして彼はかの「自然本性的な理性」（トマスによれば、「われわれ〔人間〕がそれにてらして何が善であり、何が悪であるかを判別するといふの）いわば自然〔本性〕的理性の光（quasi lumen rationis naturalis）」=自然法の觀念を用ひるにとになつた。ただ、彼が「〔人間の〕自然本性的な理性」をとりあげるとするに、それは「市民法上の命令」との対比においてなのであり、したがつて「扶養」の法的根柢如何の問題につきこの「市民法上の命令」との対比（つまり自然法と市民法との相違）を論点とせんとするのが上述バルドゥスの引用文の真意とするところであったとすれば、何も人間の「自然

本性的な理性」の觀念をもつたるさへも實的に動物の「自然本性」の觀念で充分目的を果せたと思われる。この点バルドゥスの論調には多少の混亂があつたと思われる。

(二) 市民法。ウルマン教授は、「市民法は自然法の範囲にも万民法の範囲にも含まれない。行為の諸規則を〔總体的に〕表示するため用いられた言葉であった」として、市民法の消極的な規定づけにとどめる。これにせよ、市民法は「ローマ国家の市民にのみ適用された法」である。バルドゥスは市民法を公法と私法とに分類する。曰く。「市民法は〔その〕類に応じて、一つの主要的な部分すなわち公法と私法とにわけられることに注意すべきである」。それでは彼によれば市民法を公法と私法とにわける基準は何であるのか。彼は書く。「われわれがあることは〔一方で〕、法(jus)を法規定(lex)が命ずるの(jus legis)と考えるならば、法はすべて公法である。あるいは〔他方で〕、法を〔法規定がかかる〕人間の権利(ius personarum)と考へるならば、その場合、法は、一つは公法であり他は私法である」。すなわち、「バルドゥスによれば、市民法を公法および私法にわけるにつけ正當性を与えるものはただひとり、権利(Right)と結びつかれてゐる人間が果して公的人格をもつ存在か私的人格をもつ存在か、と言うことなのである」(ウルマン)。バルドゥスが▲ius legis▲と述べるもののやなわち▲ius▲は、アラケンティースによれば▲lex▲すなわち▲lex▲と区別されるのである。すなわち、▲ius▲は「表わされたもの(significatum)」であり▲lex▲

は「憲令おげられの言葉のいふべく、それが表わされたこと」の(lex, ut oratio quae legitur, juris est significatum)」である。かくして▲ius▲と▲lex▲は「提出されたもの〔=成果〕と、それが論議せんとする〔=標的〕(argumentum et argumentatio)」との關係にあるものであたる。換言すれば、▲ius▲は「個別法規(Law)が宣言してあるもの」であり、これにたゞして▲lex▲は「iusを宣言する〔まさにその行動〕」のいふものである。バルドゥスが公法私法を分類するにあたって▲ius legis▲(すなわち法のうちにある「客観的な面」)、「おる個人(あるいは集團)にいわゆる主觀法(=権利)…を与える側面」)ではなく、▲ius personarum▲(すなわち法のうちにある「主觀的な面」)、「おる個人(あるいは集團)にいわゆる主觀法(=権利)…を与える側面」)の方を基準としたのは、D. 1, 3, I, 41 におけるウルビアースの言葉(「凡そ一切の法は権利の取得保全又は減損に関する」)に依り、「権利」に注目し、これによつて、この権利の「主体」の法的性格につき分類をおこなおつとしたことによるのかもしない。

わがバルドゥスによれば公法と私法それぞれの内容をなすのは何か。「主要的に公的善を内容とするのが公法であり、これにたいして主要的に私的善を内容とするのが私法であることに注意すべきである」と彼は書く。何が「公的善」で何が「私的善」かは次のとおりである。「(市民)法は主要的に大略次の二つのものを、すなわち公的利益と私的利益とを區別し規整

する。ここに表わされている考え方は、市民法は、「主観的法」(ius personarum)の主体の「利益」(utilitas)——これが「公的」なものであれ「私的」なものであれ——の観点によって支配されたと書うことである。(「利益」觀念は、既述のいどく条例制定の場合にも働いていた。) すなわち、市民法の「基礎をなすものは終て的人に共通なる理性……にあらずして、現実的実体的関係即ち便宜 (utilitas)」であったのである。こうして「市民法はたぶん自然法や正義の基礎のうえに立つものであるとはい、それらから分離された」「実定私法」(utilitas)であったのだ。市民法が自然法や正義の觀念から「分離された」存在であったのは、自然法・正義の觀念とははじまない「利益」・「便宜」なる「現実的実体的関係」が市民法の構成要素となっていたからに他ならない。D. 1. 1. 6 に「国民法〔＝市民法〕は自然法又は万民法と全然異なるものに非ず又決して両法の下に立つものに非ず、故に普通法に挿入消除を行へば固有法即ち国民法は削除せらる」(ウルビアヌス)と述べられるとき、この「普通法〔すなわち自然法・万民法〕に挿入削除を行」なう際の觀点となるものが「利益」・「便宜」であった。そして市民法においてはこの「利益」・「便宜」が同時に「善」(bonum)を構成した。すなわち、市民法においては、「善」なるものとして追求される対象は、「主観的法」の主体にとっての「利益」(「便宜」)であったのである。

ところでバルドゥスは市民法における「善」にかんし次のよ

うに指摘する。「あらゆる公的善はそれ自体において (in se) 単に公的な益 (commodum) のみならずまた私的な益をも含む。けだし、国家とは人間それ自体「から成るもの」に他ならないからである。〔さらにまた〕あらゆる私的利害は「私的のみならず」それ自身において公的善をも含む。それと言うのも、富裕な臣下 (subdit locupletes) を有することは国家にとって重要なことであるからである。」したがって、公的善は私的善なくして、および私的善は公的善なくしては存しえないとするならば、一方「の善」は他方「の善」と区別されなくなる。(後段に見える「富裕な臣下」とは、具体的には土地所有者(貴族あるいは有力市民)であるうし、さらに、前段の「人間それ自身」が私的個人を意味することにたいしてとくに公職を兼ねた人間を指すと思われる。) 上述引用文の内容とするところは、D. 1. 1. 1. 1. §2の「公法とはローマ國の狀態にかかる法であり、私法とは、個人の利益にかかる法である」における「公」・「私」の觀念にたいしバルドゥスが一步を進めてみたものである。そしてここに見えた「公的善は私的益をも含み私的善は公的善をも含む」の命題、つまり公的善と私的善との相關性なる觀念は、トマスの理論と何らかの繋がりを示すものである。トマスは「法はつねに共通善に秩序づけられてゐるか」と設問しその「結論」の箇所で次のごと述べたのである。「およそ部分なるものは全体にたいして、不完全なものが完全なるものにたいするごとくに關係づけられており、人間は完全なる共同体の部分であつてみれば、共同的な幸福

への秩序を配慮することが法に固有の働き」なのである。（トマスのこの見解はアリストテレスに直接依拠するものである。すなわち「國が自然にあるといふことも、また「自然には」各個人より先にあるといふことも明らかである。何故なら各個人はもしそれが孤立させられた時に自足的でないとすれば、國に対し、ちょうど部分が全体に対するような関係においてあるであろうから」だ。）トマスはさらに続ける。法は「共通善への秩序づけに基づいて語られるものである」から、「特殊的な働きに関する他のいかなる命令」「「何らか個々の善に秩序づけられている」命令」も「共通善への秩序づけに基づくのでなければ法としての本質を持たない」と。トマスにおいては、「完全なる共同体」すなわち「國」の部分である人間は國の「部分」であるがゆえに「不完全なもの」であり、それ自体として「自足」たる存在ではない。したがって人間の「個々の善」（「特殊的善（bonum particulare）」）はそれ自体としてではなくて「共通善」に秩序づけられて」、またそれに「關係づけられて」はじめて、法の究極目的となるのであった。アリストテレスに依ったトマスのこのような見解と先述「公的善は利益を含み利益は公的善をも含む」との命題との繋がりは、兩者における用語法上の相違はあるとしても、はば明らかであろう。すなわち「公的善は私的善をも含む」とは、トマスによれば「社会の共通善の実現に努める者は、同時に自らの善〔＝自己の固有善〕〕を追求する者〕でもあるのだとなり、また「私的善は公的善をも含む」とは、トマスによれば「個の

立場において考えられた個別的善〔＝「全体に対する関連（ordo）を含まない」善〕も、共通善とは何の関係もないのではな」く、「最終的には部分が全体に秩序づけられているようには、個別的、私的善は共通善に秩序づけられている」のだとあるのである。こうして見ると「公的善は私的善をも含み私的善は公的善をも含む」の命題は、これらトマスの思想がバルドゥス流儀に理解された所のものとはそれないだろうか。ではバルドゥス自身はどのように考えたか。「解決〔は次のとくである〕。公的善が私的善を含みあるいは逆に私的善が公的善を含むと書うとき、このようなことは第二義的にそうなのである。それゆえに、主要的に述べれば「公的善と私的善との、したがって公法と私法との間の」眞実の区別（distincio vera）は依然として残るのである。しかも率直に表明された言葉は、主要的に理解されねばならず第二義的に〔理解されなければならない〕」。このようにしてバルドゥスは、公法と私法、公的善と私的善（公的益と私的益）・國家の状態と個人の利益なる対立する概念相互のかかわりにつき、トマス的觀念を背後に法学者として、新たな問題提起をおこなつたのではあるが、トマスとは異なり、問題を法学者の立場から徹底的に考察することはせず、「主要的に（principaliter）」・「第二義的に（secundario）」の判断基準を使用することによって（この「主要的に」・「第二義的に」の用語法は、すでにアーソによって使われていた。すなわち、「私法は個人の利益にかかるるものである。このことは主要的に言ってそうであると補なわれる。しか

し、「私法は」第一義的には國家にかかるものである」、<sup>(101)</sup>  
公法・私法の區別にかんするウルピアースの見解（これが當時中世ローマ法学者の伝統的な立場でもあった）に、前代の法学者に倣いほたぢもどりてしまうのである。（ちなみに、ウルピアースはまず法を公法と私法とに区分し、後者の私法が自然法・万民法とともに市民法を包含するとしたが、これにたしてバルドゥスは市民法 자체を公法と私法とにわける。）しかし、バルドゥスが公法と私法との、公的善と私的善との相關性なる問題提起をおこなったことと自体、および、ついにすんで、たとえ「第二義的に」でもせよ（また前代の法学者に倣つたにもせよ）両者の相関性を認めようとしたことは、バルドゥス、ひいては中世ローマ法学者の思想形成を知るうえで重要な論点となるであろう。

次に問題となるのは、バルドゥスは公法・私法それぞれがとりあつかう対象を何と見たかであるが、残念ながらウルマン教授の論稿からは私法にかんしてはほとんど知りえず、したがって以下では公法の対象についてのみ言及するに止めおるをえない。バルドゥスは書く。「次のことに注意すべきである。公法は、物 (res) すなわち聖物からなりたち、またあらに人間の行為 (actiones) すなわち供儀からなりたま、またあらに直接には人格 (personae) すなわち司祭および官吏からなりたり」といる。<sup>(102)</sup>この場合司祭は公けの勤務 (ministerium) である司祭職の名において、やして官吏は公けの職務 (officium) の名において「それぞれ公法をおこなうのである」。

これは D. 1. 1. 1. 1. §2 における「公法は祭祀・宗教官・政務官に関する規定より成る」をそのまま踏襲したものである（前代の法学者もほぼ同じである。たゞさばアーヴ曰く、「公法はローマ国家の状態にかかる法であり、そしてそれは祭祀・司祭および官吏からなる」）。バルドゥスは、司祭は「公けの勤務」として司祭職をおこなうもの官吏は「公けの職務」として官職をおこなうものだと、つまり両者とも公職者の名で法に与かる存在だとする。このことはウルマン教授によれば、司祭・官吏が「ある〔特定の〕人物あるいはある〔特定の〕事件のために」置かれたものでなくして「公けの行政の機關」として設けられたものと書おうとするものである。すなわちバルドゥスは「公けなるもの (publicum)」を定義して次のとく述べる。「凡々特別に或る人間のものとされるものあるいは或る人間と結びつけられるものではなくて、〔人間を〕の者あの者と」区別することなく (sine differentia) すべての人間にとて一致するもの、これが公的なるものことである。彼はさらに言う。「司祭は魂〔にかかることがら〕の長官であり、そして官吏は裁判〔にかかることがら〕の長官であり、「両者は、たとえば」ティティウスなる人間およびセエヌスなる人間のために (propter Titium et Seium) やはなくて、不特定の人々のうち既に不特定の人間のために (propter incertum de incertis) 誓願されたものである。されど司祭職あるいは官職を〔現に〕行使する人間が何ひとであろうとも、その人間〔の人物〕が考慮に入れられるのではない。そ

うではなく「公職者たる」その人間が正當に指揮されるために、國家〔しや〕が注目されるのである。」)に表わされてゐるのをも、「『職務』と『人がら』との区別」という考え方であり、これによれば司祭・官吏の権利の根柢は「職務」にある「個人的価値や功績」にあるのではないと言うことである。(10)この考へは、中世初期以降における教会理論、カルトゥン教授提唱の「權威的神政的統治法觀念」(the descending or theocratic theme of government and law)に大いに依拠してゐる。「個人でもなく特定の人間でもなく」「職務」(office)が評価の対象とされ、この「職務」が人間を「つみこんでいた」のである。(11)つきに上述引用文で注意すべきは、司祭・官吏が「正しく指揮されるためには國家〔しや〕が注目されねばならぬ」た。教会理論ではこの点は異なり、「職務」は「神」に由来した。パルドゥスは「國家」を強調する。こうして「個人」は「職務」に包摶され「職務」は「國家」に包摶されるのである。この「國家」が具体的に何かは上記引用文からは不明だが、パルドゥスの時代にあってはわれわれの言葉で言えば「都市コムーネの政治権力」であり、パルドゥス自身の別の表現によれば「國民」(populus)であった。この「國民」が「公共的利益」(publica utilitas)の担い手であり「公法」を形成するのである。ウルマン教授の次のごとき指摘もこの関連で理解できる。すなわち「誠る司祭或る官吏の地位が公的な〔職務〕」

たる」性格をもつたのは、その人間の司祭として官吏としておこなう職能(function)そのものに由來したのではなく、その人間が公的利益——つまり区別なくすべての者たちの利益——をはかるために任命されたと言う、司祭・官吏の本質(being)に由來したのである」と。既述のごとくパルドゥスによれば、或る種の婚姻を禁ずる条例は、これが公的利益のために制定されたものであるならば(たとえ婚姻が靈的事項であるうらむ)それ自体婚姻規制法たる効力をもつたのであるが、この場合「公的利益」にもとづく条例の制定者は(もはや普通的帝国の皇帝ではなく)かの「國民」であつたのだ(「國民」は「國民」がその存在を有するという)とそれ自体によって……それが自身のなかに統治を有する」(パルドゥス)のやう(10)だ。このように公法は「國民」の利益すなわち「公的利益」([人間を]区別することなくすべての人間にとつて(omnibus)一致するもの)にかかわったわけであるが、ついでパルドゥスについてこの「公法の裏面」をなすものとされるのが「公けの不法行為」(publica iniuria)と呼ばれていたものであった。すなわち彼は述べる。「反対に私は、不法行為すなわち公けの〔不法行為〕と呼ばれるものにかんして問う。私は〔次の〕とく」答える。それ〔=公けの不法行為〕は、「公けと言ふ」と人が間を区別することなくすべての人間にとつて一致するもののことである」と]相応する根柢によつて、すべての人間にたいて生ずるものであつて、「例えは」異端や「神にたいす」冒瀆等のいとわものである」。ハレド、ある不法行為が

「公け」の不法行為となるのはバルドゥスによれば、「行為そのものの惡わしさ (atrocitas) のゆえなのである、同じくまた、國家を代表する官吏あるいは司祭にたいして何人かがひきおこす〔不法行為の〕いじく、「不法に毀損された公職者の」人格の価値 (personae dignitas) のゆえなのである」。この〔公職者の〕人格の価値 (dignitas) の侵害は、公職者が國家を代表する (representant) 存在であつてみれば、國家 (バルドゥスの「國民」・また同時代のペトヴァー人マルシリウスの「市民の全体 (civium universitas)」) にたいする侵害であり、この意味でいわばは「公け」の不法行為となつたのである。

(iii) 万民法。万民法にかんするバルドゥスの見解はウルマン教授からは僅かしか知られない。「万民法は諸国民の理性と知性とからあらわれ、諸国民のすべてがちょうど、一國家内の」最多数の人間の享受する〔法の〕ごとく享受する法であり、常に善と衡平なるものであり、そしてそれ〔=万民法〕なくしては人間たちが交際するとのできない法である」とバルドゥスは語る。また、「國民」 (gens) なる用語については次のことを述べる。「國民」とはあるときは全世界のすべての人間を意味する。…第二の仕方では「國民」とは州 (provincia) を意味する。たとえばガリアと言うことである。そしてこの場合のように國民はもともとは、或るまとまりが有するそれ固有の区別にもとづいて生じたものである」。最後に、万民法と自然法との区別にかんしては以下のとく指摘する。「万民法は、人間の脳が動物の脳とは異なるてゐるのと同じく、自然法とは異なる点で異なるのか。これにつきバルドゥスは、自然法における

ものである。なぜならば、神は人間に神の脳と神の肉体とを許し、「〔いらして〕」この場所に感覚 (sensus) と知性 (intellectus) とが宿ったからである。しかし動物は知性をもたず、或る誘発 (instinctus) をもつものである。「動物が或る誘発をもつものだと謂うのは、」天体と元素とから動物に賦与された、自然本性的な所有態 (proprietas) も自然本性的な結び (complexiones) とにわざりて「なのである」。しかし「〔いらして〕」人間の魂は「天体や元素から賦与されたものではなく」直接神に由来するものである」。

万民法についてのバルドゥスの見解はほぼ以上のとおりである。以下ではバルドゥスにおける万民法と自然法との相違、および、それをめぐる若干の問題につき指摘しておきたい。バルドゥスは既述のことく「扶養」の問題にかんして述べた際、人間は二様に考察の対象とされうるとした。つまり一方で「動物」として、他方で「理性」としてである。自然法における人間は「動物」また「理性」の両面からとらえられた。これにたいして、万民法における人間、つまり國民はむづから「理性」 (「理性と知性」) ととらえられている。人間は、これが「形相的に見て理性・知性である」ととらえられてはじめて、万民法を形成しうるのであった。では、人間が同じく「形相的に見て理性・知性」たるものだとされているとき、また、自然法と万民法とが別個のものといふべきであるときに、自然法における人間と万民法における人間、つまり國民とは果していかなる点で異なるのか。これにつきバルドゥスは、自然法における

人間には「自然本性的な理性」(naturalis ratio)の觀念が、これにたいして万民法における人間、「まり国民には「善と和平」(bonum et aequum)」の觀念が、それぞれ働いていると見るのである。まず、「自然本性的な理性」なる言葉は周知のとおりガイウスが万民法を定義づけるにあたって述べたものである。すなわち彼は市民法と万民法とを対比させるなかで万民法を、「自然の理が全人類の間に制定したものは、すべての国民にひとしく守られ、すべての民族の用いる法」だとしたのである。ただし船田氏は、ガイウスが「万民法と自然の理とを結びつけることによって万民法と自然法とを全く同視したものであるか否かは」直ちに決定できないと述べられ、この点につき後年には「全く同視したものではない」とされた。すなわち、「自然の理」にもとづきながら、自然法に対立する万民法の存在をガイウスは認めたとされたのである。これはともかく、パルドゥスの「自然本性的な理性」が学説集纂に採用されたとのガイウス法文(D. 1. 1. 9)からとられたものかは不明であるが、パルドゥスのこの「自然本性的な理性」の用法にはトマス理論の影響が見られるることは前述した。ただ、パルドゥスが「自然本性的な理性」を「市民法上の命令」と対置させて用いるところを推察するに、「自然本性的な理性」におけるガイウスの用法が彼の念頭にあつたとそれないこともない。しかしそれにしても、ガイウスによって万民法の根柢とされた「自然本性的な理性」の觀念は、パルドゥスによる万民法の定義それ自体には全くあらわれてこず、したがつてパルドゥスが「市民

法上の命令」と対置させようとしたのはやはり「自然法」であつて「万民法」ではなかつたと云わざるをえない。とすればどうしても、パルドゥスの「自然本性的な理性」觀におけるトマス理論の影響を想像せざるをえないものである。

次に、「万民法は常に善と和平なるもの」と言うパルドゥスの見解であるが、この表現のものは学説集纂にもエ帝法学提要にも知られない。パウルスが D. 1. 1. 1. において自然法を「常に和平にして善なるもの」と呼んだのが知られるにすぎない。ただし船田氏は学説集纂の「パウルス文は、その原形に於ては万民法に関するものであり、これを「学説集纂の」編纂者が自然法に関するものに変じて『常に』(sempre)の語を附加したもの」とされた。もともと万民法こそ善および和平と考えられた点に、後述との関連でここで留意しておきたい。これはともかく、「万民法は常に善と和平なるもの」とするパルドゥスの考えは、仮にかのパウルス法文における自然法の定義を彼が万民法にもそのまま適用したのにせよ、パルドゥス自身の法觀念にもとづくものであつたと言えるだらう。では万民法の定義づけにかかわったパルドゥス自身の法觀念とは何か。これについては次の彼の見解が参考される。「全世界は、善および和平の道徳 (ratio) と善および和平の作用 (operatio) とによって支配されている。人類は善および和平の技術と善および和平の道徳とともにとついて交際し商取引をおこなう (vivit et mercatur) のやう」と。すなわち、「諸国民 (gentes)」、「全世界 (totus orbis)」・「人類 (homo-

ではこの「善および衡平」はバルドウスにとって何であつたか。彼はそれは「正義」だと書いたとどめており、これ以上は不明である。だがそれは、ダントレーヴが「善および衡平」とはローマ人にとって「事物の自然」すなわち「事実や生活的具体的な状態」だったと指摘するものとは、また、船田氏が「事実 (factum) に則する」ということが「衡平の要求」だとされるものとは、異なっていた。すなわち既述のことくバルドウスが「正義は善および衡平に他ならない」と考えたのは、「善および衡平」自体も「徳」なのであり「主体の人格倫理」をあふね、「こうして「善および衡平」は諸国民の「意願」 (voluntas) であることを物語るものである。單純に「状態」 (status) ではないたのだ。万民法はこのようにして諸国民の、善および衡平換へすれば正義への「意願」の働きの所産である。

所産たる自然法とは別個のものだとバルドウスは考えるのである。「われわれの能力のうちにも意思のうちにも存しないもの」が「自然法上のものである」と。彼が、婚姻をその「合意」の觀点から見るときそれは万民法上のものであるとするのも、また、制定権者が「国民」（「市民の全体」）であるとした例がその制定に際し「公的利益」とともに国民の「衡平」の要求にも合致すべきものであると考えるのも、国民あるいは諸国民の「意願」の働きを評価した一例を示すものと言えよう。

ここでバルドウスにおける万民法概念との関連で、森征一氏が都市コムーネの有する条例制定権の一つの理論的根拠をバルドウスの所論に求められた点に、少しふれてみたい。すなわち森氏は、バルドウスがなめたガイウスの「万民法」（＝「自然本性的な理性」）が「全人類の間に制定したもの」）に「条例制定権の法的根拠を求める」とされるのである。氏は、D. 1. 1. 1. 9 にたいする注解のなかでバルドウスが（森氏の引用文を挙げれば）次のことく述べるに注目される。すなわち、「諸国民は万民法によって存在」し「国民の統治体 (regimen) は万民法によって存在する」。しかむこの統治体は「諸条例なくしては存在し得ない。従って、国民がその存在を有する」ということとそれ自身によつて「国民は「それ自身のなかに統治を有する」と。このバルドウスの見解（いわゆる「万民法理論」）は氏によれば、「取り消すことのできない自然の理性、すなわち万民法によって、国民は、自己の存在を規定する条例を制定す

（一一九）「権力を自己のなかに有する」ことを示すにあつた。これによれば、「國民がその存在を有することそれ自体によつて」國民は条例制定権者であると言つては、バルドゥスによつて「自然本性的な理性」と見られていたこととなろう。とすればこのことは、バルドゥスが既述のことく「萬民法は『常に善と衡平なるもの』と述べ萬民法の定義づけに『自然本性的な理性』の觀念を用いなかつた点とは一致しなくなつてくるのである。ところがバルドゥスは（再び森氏の引用文を拝借すれば）、國民が「正しく（bene）統治されるならば、上位者（superior）によって妨害され得ない」とも、また、「もし諸条例が」「正し（bona）ものであるならば、他の支配者（director）は必要ではない」とも、さうに、諸条例は「その固有の自然の正義（iustitia naturalis）によつて確認される」とも述べるのである。この「自然の正義」とは何か。氏は「自然の正義」（一一〇）、「取り消すことのできない〔自然の〕理性」とされる。このように考へられれば氏の見解は確かに首尾一貫したものとなる。しかし、かの「自然の正義」なる言葉は、（今は審りかにしないが）これが少なくとも「正義」を意味するものである以上、次のことを述べるものではないであるか。すなわち、「國民」は確かにバルドゥスによれば、萬民法によつて存在し萬民法によつて条例制定権を有するとされるのであるが、しかしこのことは、國民が「正しく」統治され、条例が「正しく」制定されはじめて、つまり、統治においても条例制定においても「正義」がおこなわれはじめて、言ひうることなのであ

り、したがつてバルドゥスの「國民がその存在を有するということそれ自体によつて」國民は「それ自身のなかに統治を有する」の命題は、國民は「正しく統治されるべきである（また、条例は「正しいものであるべきである）なる理念がこめられたものとして理解されねばならない」と。これにたいして単純に、「國民の組織としてのその存在という事実そのものから」國民の「条例制定権の基礎」が生れる、とはバルドゥスの「萬民法理論」における真意ではなかつたと思われてならないのである。以上の意味においても、バルドゥスの言う「自然の正義」（この言葉は、「正しさ」と「自然本性」の両觀念を同時に表わすものか）の一層立ち入つた解説が必要となる。

（七五）『政治学』三四頁（一一五二b）。

（七六）加藤新平前掲書、一六九頁。

（七七）服部英次郎前掲書、一三〇—一頁。

（七八）出隆『アリストテレス哲学入門』三〇一頁。

（七九）船田享一「ウルビアーヌの自然法論（一）」『法學協会雑誌』四〇の二一二三頁。

（八〇）岡南成一「法と政治と社会の思想」（『思想の歴史3キリスト教全とイスラム』二二八一頁）。

（八一）和辻哲郎前掲書、五一頁参照。  
（八二）『神学大全第13冊』一六頁。

（八三）前掲書、一九頁。

（八四）前掲書、二〇頁。

（八五）船田享一前掲論文、一二七頁以下。

- (八六) 田中周友「ローマ法に於ける法原則の研究」(『田  
南法學』十一の四) 一五四頁参照。
- (八七) 船田享二前掲論文、一一八、一三〇頁。
- (八八) 千葉正士「法思想史要説」七〇頁。
- (八八a) ベネドウスと条例にかんじて P. Koschaker,  
op. cit., S. 77 に記す。されば Baldus : statutum  
dictetur ius commune in patria)。
- (八九) 「神學大全第13冊」一九頁。
- (九〇) Carlyle, op.cit., p. 24, n. 2 (p. 25).
- (九一) Carlyle, ibid., p. 24.
- (九二) ハヤハ・ダベン (水波段長) 「法の一般理論 新  
版」八頁。
- (九三) 「ヨーロッパ・リトーラヌ斯帝國論著アロータ」(春  
木一郎訳) 九二頁。
- (九四) 船川享二「ウルセニアースの自然法論 (二)完」(『哲  
學學會雑誌』四〇の三) 一〇九頁。
- (九五) ハヤハ・ダベン前掲書、七頁。
- (九六) 前掲春木一郎訳、六二頁。
- (九七) 前註 (四) 九八頁。なお恒藤泰「國家の全体性につ  
いて (三)」(『經濟學雑誌』二の大) 一一一四頁。
- (九八) 「神學大全第13冊」六一七頁。
- (九九) 「政治學」三大貢 (二)五三(a) ([ ]は筆者)。
- (一〇〇) 稲垣良典「ヨーロ・アクリナスの共通善思想」一  
三四頁 ([ ]は筆者)。
- (一〇一) 稲垣良典前掲書、一一五頁 ([ ]は筆者)。
- (一〇二) Carlyle, op. cit., p. 25, n. 1 (p. 26).
- (一〇三) Carlyle, ibid., p. 25, n. 1.
- (一〇四) 田中成一前掲論文、一九〇頁。
- (一〇五) Ullmann, The individual and society, p. 44  
(船田前掲書、八八頁)。
- (一〇六) 船田享二「中世イタリアノマニエリ条例制定權  
(ius statuendi) 理論 (因記)」(『法學研究』四九の十  
一) 三六頁。
- (一〇七) 稲垣良典前掲書、一二一頁参照。
- (一〇八) 鶴見誠一「マルシリウス・ペドゥアの実定法理  
念」(『法學研究』四八の九) 五六頁。
- (一〇九) ガイウス (船田享二訳) 「法學提要」七七頁。
- (一〇一〇) 船田享二「自然法・万民法・市民法 (五)」(『法  
律學研究』二七の九) 三七頁。
- (一一〇) ガイウス「法學提要」第一部前言四〇頁。
- (一一一) なお万民法と自然法との区別の梗概につき加藤新  
平前掲書、一一〇頁註 (九) 参照。
- (一一二) 船田享二前掲論文、五六頁。
- (一一三) 栗生武夫「Jus Gentium 發達ノ内面」(『京都  
法學會雑誌』十三の七) 一四一頁下段。
- (一一五) 前註 (四)、九五頁。
- (一一六) ダントンレーヴ前掲書、三九、四一頁。
- (一一七) 船田享二「羅馬に於ける衝突の觀念 (四元)」(法

- (一一八) 森征一前掲論文、二八頁。  
(一九) 前掲論文三九頁。  
(二〇) 前掲論文四〇頁。  
(二一) 前掲論文三九頁。

## 五

バルドゥスにおける法理論の一端（若曾根）

以上で本論を終えたい。ウルマン教授が他ならぬバルドゥスをとりあげた理由は教授によれば、バルドゥスが（一）法の理論と歴史とにかく深く広い知識をもっていたこと、（二）スコラ学にたいしては一定の距離を保ち、アーソン、キース、バルトールスと言う学識饒辯たる中世ローマ法学者にたいし批判的探究をおこなつたこと、にあつた。要するにバルドゥスなる人物は教授によれば、その師バルトールスが *consilia* における *Corpus iuris* の解釈・適用につき「スコラ学的思考方法、すなわち「ローマ」法文を超歴史的な權威とする見方」を採用したのにたいしても、また、当時の他の法学者にたいしても、特異な存在であり、「古典的イタリア学派の最後の代表者」の地位を飾った法学者であった。しかしながら残念なことはウルマン教授のこの「バルドゥスにおける法概念」なる小品は、これらの点少なくとも前記（二）点の充分な解明に必ずしも成功しているとは言えないものである。確かに、バルドゥスが「幅広い哲学的見地からして法にかんする理論的諸問題に接近した」（ウルマン）点は、教授のこの小品からうかがえよ

う。ただバルドゥスのこの「哲学的見地」にかんしては、「バルドゥスの」何かしら思弁的素質が彼の著作への理解を困難にさせる」とも、また、都市コムーネの条例制定権の理論的根柢の一つをなした「裁判権理論を「バルドゥスは」哲学的思考をもって強化させた」とも、種々に評価がなされている。

しかし何よりも残念なのは教授がバルドゥスにおける「法概念」を問題対象とされたにもかかわらず、バルドゥスにとって「法」は何であつたかが必ずしも明確に指摘されていない点である。確かに、バルドゥスが「法は正義に由来する」・「法は善と衡平の技術である」・「法は善と衡平から現われ出た命令・禁止である」と述べる点は教授によって紹介された。しかしこのような、学説叢書の諸法文にたいする注釈としてではなくて、バルドゥス自身は「法」を果して何と見たのかがと具体的に教授をとおしバルドゥスの口から聞かれなかつたものかと思うのである。アリストテレスが「法が万般のことからを制定しているのは、〔それが〕万人共通の功益を目指すもの」だからであり、「卓越性に即してまたは何らかそういう仕方で支配者は位置にあるところのひとびとに共通な功益を目指すもの」だからである、と述べ、また「法律といふものは、〔「家父の戒告」が「強権性を有せず、強制力を持たない」のに反して〕何らかの知慮とか知性とかに発する言葉であるとともに、強制的な力を有している」と指摘のごとく、つぎにキケロが「真の法とは正しい理性であり、自然と一致し、すべての人間にまねくおよび、永久不变である、それは命じることにより義

務へ召喚し、禁じることにより罪から遠ざかる」と物語るなど  
く、かのトマスが「〔法は〕共同体の配慮を司る者〔＝公  
職者 *persona publica*〕によって制定され、公布せられたと  
ころの、理窟にある共通善への何らかの秩序つけ」だとする  
とく、セシル・マルシリウスが「法はその遵守に関して強制的命  
令〔*preceptum coactivum*〕が与えられるものとして考えら  
れ得る。〔法は報償あるとは駄と記す〕強制命令によつて下さ  
れ〔たものと考へられて〕最も固有な意味で法と呼ばれ、法な  
のである」と断言するどく、最後にパルトールスが「*fura*  
は個々の人についてではなく一般的に規定され、しかも必然的  
に在るものに関する。又 *leges* は諸々の人間生活を規定する  
ものであり、あらゆる者がそれらに従わねばならない。もとよ  
りそれが神の発明及び贈物〔*invenio & donum Dei*〕であ  
るという理由によつてである」と見るどく、このようなかた  
ちでの法の定義をパルドゥスも述べたに違いないのである。こ  
れを筆者は教授の論稿によつて知りたかったのである。とくに  
「法と強制」の問題をパルドゥスがどのように考えたかを知り  
たく思うのである。

しかし、これはパルドゥスの原本を入手したうえでの筆者自身の今後の研究課題に属するのであろう。ただ一つ言えることは、パルドゥスが法は正義に由来し正義は善と和平に他ならず、と述べ、こうして法は善と和平の技術であり善と和平から現われた命令であると言い、そして最後に万民法は善と和平なるものと語るとき、パルドゥスの念頭にあった法とは「万民法」で  
はないかと思ふことである。彼は「万民法」こそがもつとも法らしい法と見た（すなはち法は「世界法」としてはじめて法であるとの考え方）のではないかたろうか。ただし、この「万民法」はたとえばユダヤ法提要に見えるもの（「万民法は總ての人類に其適なり。何故とばれば人類の慣例及び必需より發したるを以て [usu exigente, et humanis necessitatibus] 人類は或る法を自己の為めに制定したればなり」）とは異なる。パルドゥスが「万民法」こそが彼の考える「法」だと見れば、そこには彼の世界觀がこめられているはずである。すなはちそれは「全世界は善および和平の道徳と善および和平の作用とによって支配される」ことこれである。この善および和平の「道徳」と「作用」が果して具体的にいかなるかたちをとつて法の世界にあらわれるのかにかんするパルドゥスの見解の光明は、これまで改めて論じられねばならない課題である。いずれにせよ、パルドゥスなる一中世法学者に身近に接する一つの機会を与えたることは、これを筆者はW・ウルマン教授に深く感謝しなければならないのである。

(一一二) 佐々木有司前掲論文、三五頁。

(一一三) H. Peter, op. cit.

(一一四) 森注「前掲論文、三八頁」。

(一一五) 「リコマコス倫理学（上）」、一七二頁一一一九七）。

(一一六) 「リコマコス倫理学（下）」、一八六頁（一）一八

○a)

(二二七) 恒藤武二前掲書、一五五頁。

(二二八) 鶴見誠一前掲論文、三四頁（〔 〕は筆者）。

(二二九) 佐々木有司前掲論文、三七頁。

(二三〇) 矢田一男訳『ヨーティーニアースス帝法学摘要』五頁。なお加藤新平前掲書、二一〇頁参照（「万民法は、人類生活上の経験と必要とに応じて設けられた」ところの、純自然法には反する諸制度を含む」）。

(一九七九・二・二〇)